

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年1月1日
(第9期) 至 平成19年12月31日

株式会社G A B A

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(E05636)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	2
2.	沿革	4
3.	事業の内容	6
4.	関係会社の状況	8
5.	従業員の状況	8
第2	事業の状況	9
1.	業績等の概要	9
2.	生産、受注及び販売の状況	12
3.	対処すべき課題	13
4.	事業等のリスク	15
5.	経営上の重要な契約等	19
6.	研究開発活動	19
7.	財政状態及び経営成績の分析	20
第3	設備の状況	22
1.	設備投資等の概要	22
2.	主要な設備の状況	23
3.	設備の新設、除却等の計画	25
第4	提出会社の状況	26
1.	株式等の状況	26
(1)	株式の総数等	26
(2)	新株予約権等の状況	29
(3)	ライツプランの内容	37
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	37
(5)	所有者別状況	39
(6)	大株主の状況	40
(7)	議決権の状況	41
(8)	ストックオプション制度の内容	42
2.	自己株式の取得等の状況	44
3.	配当政策	46
4.	株価の推移	46
5.	役員の状況	47
6.	コーポレート・ガバナンスの状況	51
第5	経理の状況	54
1.	財務諸表等	55
(1)	財務諸表	55
(2)	主な資産及び負債の内容	87
(3)	その他	89
第6	提出会社の株式事務の概要	90
第7	提出会社の参考情報	91
1.	提出会社の親会社等の情報	91
2.	その他の参考情報	91
第二部	提出会社の保証会社等の情報	92

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年3月28日
【事業年度】	第9期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青野 仲達
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5768-2000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 榎島 俊幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

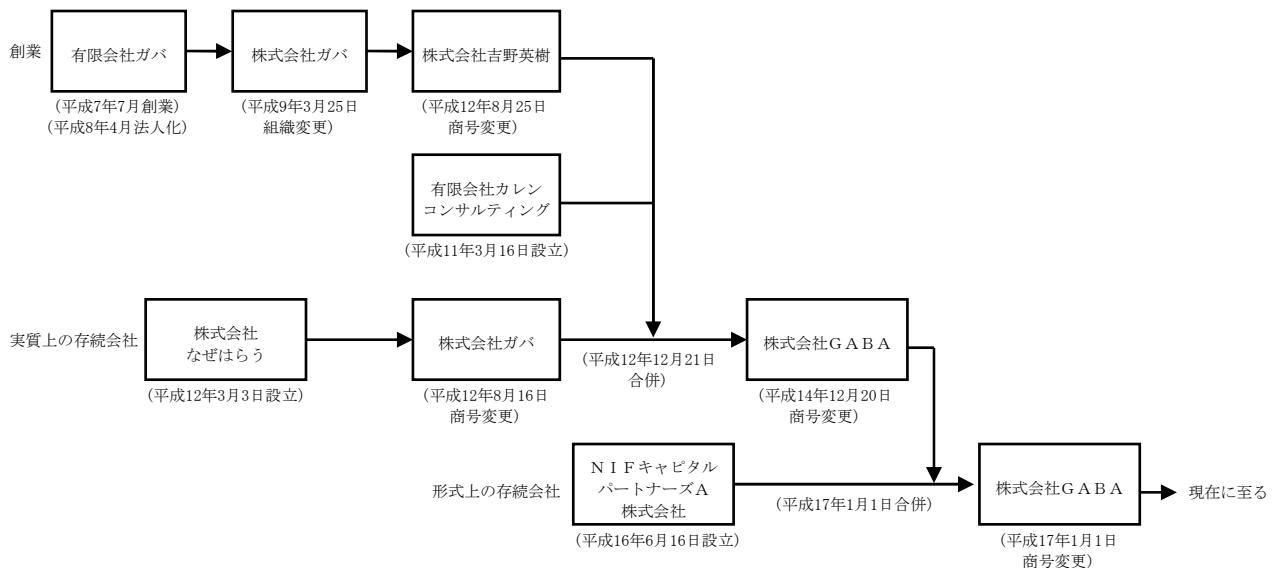
当社の前々身である有限会社ガバは、日本における英語教育の改革を目指し、平成7年7月に外国語会話のインストラクターをデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立（平成9年3月に株式会社ガバに組織変更、その後、平成12年8月に株式会社吉野英樹に商号変更）されました。

一方、インターネットプロバイダー事業を行うために平成12年3月に設立された株式会社なぜはらう（平成12年8月に株式会社ガバに商号変更）は、当該事業の存続を断念した後、平成12年12月にグループ経営の健全化、合理化に向け、株式会社吉野英樹およびコンサルティング事業を行っていた有限会社カレンコンサルティングを吸収合併し、英会話事業を継承いたしました。さらに、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、インストラクター（講師）1人に対しクライアント（受講生）1人によるマンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A（以下、旧株式会社G A B Aといたします）と商号変更しております。

その後、当社（形式上の存続会社 平成16年6月16日設立 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社）は、青野仲達（現当社代表取締役社長）を中心とした現経営陣によるMBO（マネジメント・バイ・アウト）のための受け皿会社として設立されました。平成17年1月1日に、当社は旧株式会社G A B Aを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B Aに変更し、現在に至っております。合併前の当社は、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社（現エヌ・アイ・エフS M B Cベンチャーズ株式会社）がMBO（マネジメント・バイ・アウト）のために設立した受け皿会社でありますので、以下における平成17年1月1日の合併以前の事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aについて記載しております。また、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aの期数を継承しており、平成17年1月1日より始まる事業年度を第7期としております。

(注) 当社では、英会話レッスンの講師をインストラクター、受講生をクライアントと呼んでおります。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高 (千円)	3,852,138	4,042,491	1,090,788	5,520,960	7,656,325	8,777,890
経常利益 (千円)	1,431,180	1,004,404	274,392	1,115,902	1,425,233	887,203
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	717,769	579,104	113,848	△2,867,120	824,321	522,410
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	285,000	336,500	336,500	1,800,000	571,521	594,383
発行済株式総数 (株)						
普通株式	3,700	4,760	4,530	20,000	43,052	43,696
優先株式	—	—	—	320	320	227
純資産額 (千円)	1,065,483	1,093,199	1,207,048	380,102	1,947,466	1,563,389
総資産額 (千円)	3,577,325	3,246,636	3,483,388	4,165,442	7,022,859	6,764,256
1株当たり純資産額 (円)	287,968.56	241,324.43	266,456.51	△140,994.88	△29,578.54	△16,809.00
1株当たり配当額 (円)						
普通株式 (うち1株当たり)	39,024.00	—	—	—	—	—
優先株式 (中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	193,991.62	149,121.14	25,132.07	△143,356.01	20,472.29	11,350.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	16,708.84	10,001.90
自己資本比率 (%)	29.8	33.7	34.7	9.1	27.7	23.1
自己資本利益率 (%)	101.6	53.7	9.9	—	70.8	29.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	11.43	8.55
配当性向 (%)	20.1	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	286,558	2,215,657	2,407,026	867,180
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△392,418	△332,519	△848,909	△1,067,522
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	13,702	688,393	△912,135
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	638,558	2,539,412	4,785,922	3,673,445
従業員数 (人)	135	171	198	241	351	449
(外、平均臨時雇用者数)	(28)	(27)	(27)	(29)	(41)	(41)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 平成17年1月1日のN I FキャピタルパートナーズA株式会社(形式上の存続会社)との合併に伴い、旧株式会社G A B Aの第6期は平成16年10月1日から平成16年12月31日までの3ヶ月決算となっております。また、N I FキャピタルパートナーズA株式会社は平成17年1月1日付けで商号変更を行い株式会社G A B Aとしております。従いまして、第4期、第5期、第6期については、旧株式会社G A B Aの状況を、第7期、第8期および第9期については、当社(形式上の存続会社 設立時の商号はN I FキャピタルパートナーズA株式会社)の状況をそれぞれ記載しております。

形式上の存続会社であるN I FキャピタルパートナーズA株式会社の平成16年12月期の主要な経営指標等は以下のようになります。

回次	第1期
決算年月	平成16年12月
売上高 (千円)	—
経常損失 (千円)	257,575
当期純損失 (千円)	152,777
資本金 (千円)	10,000
純資産額 (千円)	△142,777
総資産額 (千円)	4,628,274

※1. 第1期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づきあずさ監査法人の監査を受けております。

※2. 第1期は、平成16年6月16日から平成16年12月31日までの6ヶ月と15日の決算となっております。

※3. N I FキャピタルパートナーズA株式会社は、MBO（マネジメント・バイ・アウト）を目的として設立された受け皿会社であるため、支払手数料139,897千円、支払利息76,902千円、開業費償却40,016千円等の費用のみが発生しております。その結果、法人税等調整額104,833千円を計上後、当期純損失152,777千円となっております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第7期においては、合併に伴い抱合せ株式消却損3,485,479千円を計上しているため、当期純損失2,867,120千円を計上しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第7期以前については非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。
8. 第7期以前の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員数（契約社員数を含む）であり、各事業年度における臨時従業員の平均雇用人員数を（ ）外数で記載しております。
10. 第5期から自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たりの各数値（配当額は除く）の計算については発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
11. 第8期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
12. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期、第7期および第8期の財務諸表については、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第4期および第5期の財務諸表については監査を受けておりません。また、第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。
13. 当社は、平成17年3月28日付で普通株式1株につき4株の株式分割を、平成18年5月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第7期および第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

2 【沿革】

「はじめに」に記載いたしましたとおり、当社の前々身である有限会社ガバは平成8年4月に設立され、平成12年12月に株式会社なげはらうに吸収合併されております。その後、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A（以下、旧株式会社G A B Aといいます）と商号変更しております。

その後、当社（形式上の存続会社 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社）は、MBO（マネジメント・バイ・アウト）のための受け皿会社として平成16年6月16日に設立され、平成17年1月1日に、当社を存続会社として旧株式会社G A B Aを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B Aに変更し、現在に至っております。

当社（形式上の存続会社 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社）の沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
平成16年6月	N I F キャピタルパートナーズA株式会社設立
平成17年1月	実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aを吸収合併し、商号を株式会社G A B Aへ変更するとともに、事業の目的を、有価証券等の取得および保有業務等から外国語スクールの経営等に変更
平成17年1月	梅田L Sを開設
平成17年1月	英会話学習教材等の販売を行うその他事業を開始
平成17年2月	千葉L Sを開設
平成17年4月	池袋L Sを移転、心斎橋L S、栄L Sを開設
平成17年6月	銀座数寄屋橋L Sと銀座一丁目L Sを統合（銀座一丁目L Sを閉校）
平成17年6月	溜池山王L Sと赤坂見附L Sを統合（赤坂見附L Sを閉校）
平成17年7月	銀座L Sを開設
平成17年7月	銀座数寄屋橋L Sを閉校し、銀座L Sに統合
平成17年12月	横浜L Sを移転
平成18年3月	茶屋町L Sを開設
平成18年6月	大宮L Sを開設
平成18年6月	下北沢L Sを移転
平成18年6月	六本木L Sと広尾L Sを統合（六本木L Sを閉校）
平成18年8月	表参道L Sを移転
平成18年9月	新宿L Sを移転
平成18年9月	成城L Sを移転
平成18年9月	成城L Fを開設
平成18年10月	神戸L Sを開設
平成18年11月	池袋L Sアネックスを開設
平成18年11月	関西事務所を開設
平成18年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成19年1月	名古屋L Sを開設
平成19年3月	八王子L Sを開設
平成19年4月	北千住L Sを開設
平成19年4月	二子玉川L Sを移転拡張
平成19年8月	恵比寿L Sを移転拡張（広尾L Sを統合）
平成19年9月	千葉L Sを拡張リニューアル
平成19年10月	立川L Sを開設
平成19年11月	京都L Sを開設

（注） 当社では、大学生・社会人等を対象とした成人向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）、子供向け英会話レッスン「G a b a グローバル・スターズ」を開講するスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。

以下におきましては参考として、旧株式会社GABA（実質上の存続会社 株式会社なげはらう）の設立以降の状況を記載いたします。

年月	事項
平成12年3月	株式会社なげはらう設立
平成12年8月	株式会社なげはらうから株式会社ガバへ商号変更するとともに本社を東京都目黒区中目黒へ移転し、事業の目的を、インターネットプロバイダー業等から外国語スクールの経営等に変更
平成12年12月	株式会社吉野英樹、有限会社カレンコンサルティングを吸収合併
平成13年3月	新宿東口LS、銀座数寄屋橋LSを開設
平成13年4月	新宿西口LSを開設
平成13年5月	渋谷LS、池袋LSを開設
平成13年6月	横浜LSを開設
平成13年10月	吉祥寺LSを開設
平成13年11月	銀座一丁目LSを開設
平成14年5月	銀座数寄屋橋LS、横浜LS増床
平成14年6月	新宿西口LSのブースを増設、新宿西口LSと新宿東口LSを統合（新宿東口LSを閉校）
平成14年10月	新宿南口LSを開設
平成14年12月	株式会社ガバから株式会社GABA（旧株式会社GABA）へ商号変更
平成15年1月	溜池山王LS、新橋汐留LSを開設
平成15年2月	東京LS、自由が丘LSを開設
平成15年3月	下北沢LSを開設
平成15年4月	表参道LSを開設
平成15年5月	二子玉川LSを開設
平成15年5月	新宿西口LSと新宿南口LSを統合（新宿西口LSを閉校）
平成15年6月	成城LS、広尾LSを開設
平成15年7月	六本木LSを開設
平成15年10月	赤坂見附LS、田町LSを開設
平成16年1月	藤沢湘南LSを開設
平成16年2月	青葉台LSを開設
平成16年4月	三軒茶屋LSを開設
平成16年5月	目黒LSを開設
平成16年6月	新百合ヶ丘LSを開設
平成16年10月	品川LSを開設
平成17年1月	MBO（マネジメント・バイ・アウト）のための受け皿会社として設立された当社（設立時の商号はNIFキャピタルパートナーズA株式会社）を形式的な存続会社として吸収合併される

3【事業の内容】

当社は、「G a b a マンツーマン英会話」、「G a b a グローバル・スターズ」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールを運営しております。日本人は、大学を卒業した時点で約10年の英語学習経験があるにもかかわらず、世界に通用する英語力を身につけている人は少ないと言われております。当社は実践を意識した英会話習得サービスを提供することによって英語教育手法を革新し、国際舞台で活躍できる人材を育成することで、社会に貢献することを目指しております。

当社の事業は、英会話事業とその他事業に大別されます。

(1) 英会話事業

英会話事業においては、マンツーマン英会話レッスンの提供およびレッスン用教材の販売を行っております。

大学生・社会人等を対象とした、成人向けマンツーマン英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」はL S（ラーニングスタジオ）にて、子供を対象としたマンツーマン英会話レッスン「G a b a グローバル・スターズ」は主にL F（ラーニングフィールド）にて展開しております。

グループでの学習では困難な、クライアントごとにカスタマイズされた個別カリキュラムの提供を行うことで、クライアントが最大限の学習効果を得ることができるよう努力しております。すなわち、英語学習の目的と開始時のレベル、および上達のスピードがクライアントごとに異なるという課題に対し、クライアント一人ひとりの目標と希望に応じてカリキュラムをカスタマイズして提供しております。さらに、マンツーマンレッスンは通常、グループレッスンと比べて時間当たりの会話量が豊富なため、効率的に英会話スキルの上達を図ることができると考えられます。

「G a b a マンツーマン英会話」においては、主なクライアント層である20代～30代の社会人が効果的に英会話を身につけることができるように、利便性を意識したサービスを提供しております。たとえば、I Tの積極的導入により、クライアントは「m y G a b a」と呼ばれるインターネット上の専用サイトを通じて、携帯電話やパソコンからレッスンを予約することができます。レッスン記録はすべてデータベース化されており、クライアントがいつでもオンラインで閲覧できる他、学習プランのアドバイスのために随時活用されております。また、当社は複数の路線が乗り入れるターミナル駅近くにL Sを開設しており、利便性の向上を図っております。さらに、スクール内ではインテリアにも気を配り、カフェのような開放感のある雰囲気づくりを大切にしております。レッスンは、クライアントとインストラクターが向かい合う形ではなく、丸みを帯びた机に沿って隣り合うスタイルで行われ、自然な会話が生まれる環境を整えております。

また、「G a b a グローバル・スターズ」においては、成人向けマンツーマンレッスンで培ったマンツーマン教授法およびビジネスモデルを生かしつつ、子供の特性に合わせたカリキュラム・教授法にて展開しております。

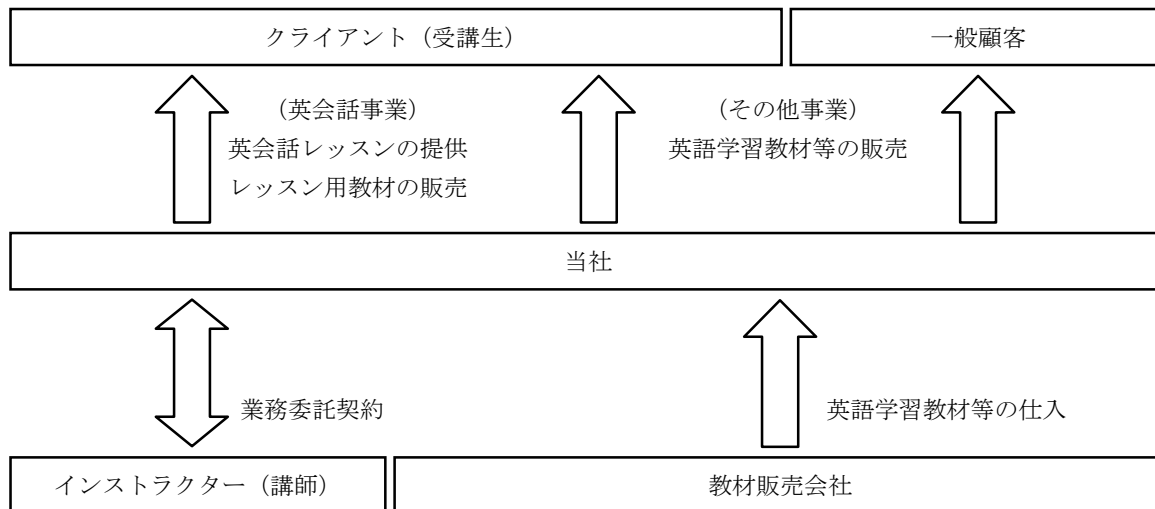
平成19年12月末現在、L Sは関東に27校、関西(大阪市・神戸市)に5校、中部(名古屋市)に2校の計34校を、L Fは関東に1校を直営方式で展開しております。

- (注) 1. 当社では、大学生・社会人等を対象とした成人向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）、子供向け英会話レッスン「G a b a グローバル・スターズ」を開講するスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。
2. 当社では、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。

(2) その他事業

当社は、スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするためのオンライン英会話教材の販売をその他事業と位置づけております。インターネット上で利用することができる英語コミュニケーション能力測定テストや各種リーディング教材、英文添削コース等を販売し、総合的な英語コミュニケーション能力の向上をサポートしております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 当社では、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成19年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
449人(41人)	29.4歳	2年1ヶ月	4,419千円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(契約社員数を含む)であります。
2. 従業員数欄の()外書は、最近1年間の臨時従業員の平均年間雇用人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4. 当事業年度において、従業員が98名増加しておりますが、その主な要因はLS新規開設によるものであります。
5. 業務委託契約のインストラクター(講師)が、当事業年度末現在において1,077名存在しておりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善を背景とした民間設備投資の増加や雇用情勢の改善が見られるなど、景気は回復基調にはありましたが、米国の低所得者層向け住宅ローン（サブプライムローン）問題に端を発した国際的金融不安、原油価格の高騰などの懸念材料が発生したことから先の見通しはいまだ不透明であります。また、当社の事業領域である外国語会話教室市場は、業界大手事業者が撤退という結末を迎え、市場の混乱が発生しました。こうした状況下において、市場全体で新規入会者の減少傾向に歯止めがかからず、縮小傾向で推移しております。

このような状況のなか、当社はクライアントの信頼を勝ち得る堅実な事業運営に努め、「顧客志向」を主軸としたブランドイメージを確立し、認知度を向上させるための積極的なPR・マーケティング活動を行ってまいりました。クライアントに快適なレッスン環境を提供するため、LSの新規開設によるエリア拡大、立地改善による規模拡大および通学利便性の向上にも引き続き取り組んでおります。

また、クライアントニーズに十分対応可能なレッスン数を提供するためにインストラクター数の確保にも注力しているほか、良質なレッスンクオリティを維持向上するために各種研修も実施しております。以上のような施策により、既存クライアントの契約継続率が順調に推移していることに加え、平成19年10月に実施された教育訓練給付制度変更に伴う駆け込み需要もあり、当事業年度末においてクライアント数は19,260人（前事業年度末比19.8%増）となりました。

クライアント数の増加により売上高は増加したものの、高品質で安定したレッスンを供給するためのインストラクターへの委託講師報酬、LS拡充に伴う設備費、積極的な広告活動に伴う広告宣伝費、本社機能を充実させるための人件費等の増加により、売上原価率は47.8%（前事業年度に比べて5.0ポイントの上昇）、売上高に対する販管費率は42.8%（前事業年度に比べて4.3ポイントの上昇）となり利益が伸び悩む結果となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高8,777,890千円（前事業年度比14.6%増）、経常利益887,203千円（前事業年度比37.8%減）となりました。また、特別損失として固定資産除却損41,367千円、LS閉鎖損失引当金繰入額15,120千円、減損損失27,935千円を計上したことにより、当期純利益522,410千円（前事業年度比36.6%減）となりました。

当社のこれまでの業績推移は以下のとおりであります。なお、第6期（平成16年12月期）は、合併に伴い3ヶ月決算となっております。

（単位：千円）

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高	3,852,138	4,042,491	1,090,788	5,520,960	7,656,325	8,777,890
経常利益	1,431,180	1,004,404	274,392	1,115,902	1,425,233	887,203
当期純利益または当期純損失（△）	717,769	579,104	113,848	△2,867,120	824,321	522,410
クライアント数 （単位：人）	7,795	8,491	8,693	12,102	16,073	19,260
ブース数 （単位：ブース）	344	431	442	485	583	705
LS数	17	24	25	27	29	34
LF数	—	—	—	—	1	1

（注） ブース数は、LSとLFを合算して記載しております。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

(英会話事業)

英会話事業においては、L Sの新規開設による拠点エリアの拡大と立地改善による利便性の向上、各種研修によるカウンセラーのカウンセリングスキル、インストラクターのレッスンスキルの向上により、満足度の高いサービスの提供に努めてまいりました。また、前事業年度に開始した子供を対象とした英会話教室事業である「G a b a グローバル・スターズ」は、ビジネスモデルの確立を進めてまいりました。

関東地区

3月に八王子L S、4月に北千住L S、10月に立川L Sの3 L Sを新設いたしました。また、4月に二子玉川L S、8月に恵比寿L S（これに伴い広尾L Sは9月末に閉鎖し恵比寿L Sに統合）を移転拡張したほか、9月には千葉L Sを拡張リニューアルし、新規需要にも応え得る体制を整えてまいりました。

この結果、関東地区では27L Sと1 L F（ラーニングフィールド）を展開することとなり、関東周辺のクライアントが、都心のL Sと郊外のL Sを併用して利用できる利便性の高い学習環境の提供にも取り組んでおります。

関西・中部地区

中部地区においては、栄L Sに続いて2 L S目となる名古屋L Sを1月に開設いたしました。また、関西地区においては、京都エリア初進出となる京都L Sを11月に開設いたしました。

地域別の実績値としては、27L Sと1 L Fを開設している関東は売上高7,232,539千円（英会話事業売上高比83.3%）、5 L Sを開設している関西は売上高1,078,216千円（英会話事業売上高比12.4%）、2 L Sを開設している中部は売上高373,885千円（英会話事業売上高比4.3%）となりました。また、規模別実績としては、大型スクールが売上高の64.4%、小型スクールが35.6%を占めております。

その結果、当事業年度における英会話事業の売上高は8,684,641千円（前事業年度比15.2%増）となりました。

(その他)

当社は、スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするためのオンライン英会話教材の販売をその他事業と位置づけております。

オンライン英会話教材の一部は従来英語コンテンツサイト「B u z z p l e（バズプル）」内でも販売していましたが、オンラインコンテンツサイトの運営方針見直しを行った結果、当事業年度においてB u z z p l eの営業を終了することとなったため当該資産の除却を行っております。

その結果、当事業年度におけるその他事業の売上高は93,249千円（前事業年度比20.0%減）となりました。

- (注) 1. 当社では、大学生・社会人等を対象とした成人向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）、子供向け英会話レッスン「G a b a グローバル・スターズ」を開講するスクールのことをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおります。
2. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
3. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物が前事業年度末に比べ1,112,476千円減少（前事業年度は2,246,509千円の増加）し、3,673,445千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により得られた資金は867,180千円（前事業年度は、2,407,026千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上802,779千円、前受金の増加590,667千円があったものの、法人税等の支払716,361千円、未払費用の減少85,440千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は1,067,522千円（前事業年度は、848,909千円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出499,056千円、有形固定資産の取得による支出398,134千円、敷金・保証金の差入れによる支出172,569千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金は912,135千円（前事業年度は、688,393千円の収入）となりました。これは自己株式（優先株式）の取得による支出932,565千円、優先株式の配当金支払による支出20,881千円、株式発行による収入41,312千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
英会話事業	8,684,641	115.2
その他事業	93,249	80.0
合計	8,777,890	114.6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

地域	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
関東地区	28	528	7,232,539	112.9
中部地区	2	57	373,885	126.9
関西地区	5	120	1,078,216	128.6
合計	35	705	8,684,641	115.2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

ロ) 規模別実績

規模	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
大型スクール	16	454	5,594,101	116.6
小型スクール	19	251	3,090,539	112.6
合計	35	705	8,684,641	115.2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

3 【対処すべき課題】

当社は、外国語会話教室市場が厳しい状況に置かれているものの、マンツーマンレッスンに特化し、ターゲットを明確にしたマーケティング活動の結果、高付加価値な英会話サービスを提供する事業者としての認知を確立したと認識しております。引き続き同業界での存在感を高め更なる成長を実現するために、より一層の差別化を図り、高品質のサービスの提供に努め顧客満足度の向上に努めてまいります。

当社は、英会話業界における上場会社として、コンプライアンス・内部統制の整備に努めております。顧客が外国語会話教室運営事業者を選択する際に、健全な事業運営体制が整備されていることがより重要な要件になっていると理解しております。当社は平成19年11月に個人情報の含まれたパソコンを紛失した事態を通じて、高付加価値のサービスの提供には、コンプライアンス、強固な内部管理体制の構築が必須であると改めて認識しております。

今後、さらなるコンプライアンス・内部統制の強化を通して、より一層の顧客満足の実現に努めてまいります。

当社の対処すべき課題および具体的な取組み状況は以下のとおりであります。

イ) サービスクオリティーの継続的向上

- ・カウンセラーには、クライアントサービスおよびセールススキルを中心に積極的に研修活動を行っております。
- ・インストラクターには、ティーチングスキルについての認定制度を導入しており、レッスンスキルとレッスンクオリティーの維持向上をさらに促進してまいります。
- ・インターネット上にクライアント専用サイト「myGaba」を用意しており、継続的に機能強化を図っております。これにより、L Sでのレッスンだけでは対応できないeラーニングやオンラインサービス等を提供することで、オフラインとオンラインの融合を目指し、より付加価値の高いサービスの提供を行ってまいります。
- ・クライアントの声を生かしサービスの改善を図っております。「myGaba」より、クライアントが各種の意見を送信できるようになっており、その意見を直接本社の担当部門が集計し、ダイレクトにスクール運営に反映させております。また、クライアントから直接意見を聞く場を設け、クライアントからの意見をスクール運営に反映させることにより、サービスクオリティーの継続的な向上に取り組んでおります。

ロ) スクール未開設地域への進出

- ・利便性を高め、また新規顧客を獲得するため、スクール未開設地域への進出を進めてまいります。スクール開設方針に「3C」(便利な: Convenient、快適な: Comfortable、一度来たらまた来たくくなるような: Compelling)を掲げ、当該開設方針に適った立地へ進出することで、競合他社との差別化に努めてまいります。

ハ) 経営効率の継続的改善

- ・マーケティング効率の向上を図るために、媒体毎の反響からそれぞれの経済性を分析し、効率のよいメディアミックスの追求に取り組んでおります。
- ・単にスクール数を増やすのではなく、利益率の維持、向上を図りつつ企業成長を達成するために、スクール開設、閉鎖および増床の最適なタイミングの判断に努めております。
- ・ITを積極的に活用しており、「GabaWeb」と呼ばれる基幹業務システムを内製しております。当該システムは、社内の業務管理を目的としたものであり、クライアント管理だけでなく経理・財務等の業務管理にも対応しております。当該システムの活用、改善等により、今後も継続的に経営効率の改善を図ってまいります。

ニ) 顧客層の拡大

- ・当社ではこれまで培ってきたマンツーマンレッスンによる英会話教授法やITシステムといった強みを生かし、平成18年9月より、「Gabaグローバル・スターズ」の名称で子供を対象としたマンツーマン英会話レッスンの提供を当社LFにて開始いたしました。クライアント数が順調に増加していることを受け、拠点を増設するとともに、ビジネスモデルの整備・確立を促進いたします。
- ・マンツーマンレッスンによる英会話教授法は、法人顧客からも一定の支持を得てまいりました。今後は、法人営業体制を強化しつつ、法人顧客の拡大にさらに取り組んでまいります。
- ・団塊世代が退職期を迎えるにあたり、成人向け英会話の新たな顧客層として、当事業年度よりシニア層に向けたサービスを開始いたしました。

ホ) 法令等への対応

- ・当社では、従前よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。特に、当社の提供する英会話レッスンは、「特定商取引に関する法律」における特定継続的役務提供に該当し、同法に基づく規制を受けておりますが、同法を遵守し、公正かつ誠実に運営をするべく、努めております。

- ・平成18年6月の金融商品取引法の成立により、上場企業等は平成20年4月以降に開始する事業年度より、財務報告に係る内部統制を自ら評価しその結果を開示することが義務付けられることになりました。当社においては、平成21年1月より適用開始となりますが、既にプロジェクトチームを発足させており、同法および関連法令等に従うべく、整備を進めてまいります。

へ) 個人情報保護への取り組み

- ・平成19年11月、当社池袋LSにおいて、クライアントの個人情報が含まれるノートパソコンを紛失するという事態が発生いたしました。かかる事態に対し、当社は、すみやかにホームページ上でご報告とお詫びを行ったほか、該当するクライアントに対しては、電子メールおよび郵便にて個別にご報告し、お詫び申し上げた次第です。
- ・当社では個人情報を取り扱う事業者として「個人情報保護規程」ならびに「クライアントの個人情報保護に関する社内ルール」を定め、その遵守に努めてまいりましたが、個人情報保護施策が不十分であったと認識しております。
- ・再発防止策としては、物理的盗難防止策を講じたほか、社内規則の周知と遵守を徹底いたしました。さらに、個人情報を含んだデータをパソコン内に残さない運用を推進するとともに、運用ルールの強化、全社員に対する個人情報保護に関する研修の充実、ネットワークセキュリティの強化等により再発防止策を推進します。
- ・今後は、適切な業務運営を確保するために、法令遵守体制の充実および内部統制システムの構築・運用を着実に実行し、再発防止に向けて全社を挙げて取り組んでまいり所存です。

ト) 優先株式について

- ・当社は、当事業年度末で227株（発行価額2,270百万円）の優先株式を発行しております。当該株式については、配当負担の軽減および普通株主への利益還元を含む資本政策の自由度を確保するために、早期の取得および消却を進めてまいります。

なお、株式会社の支配に関する基本方針については、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等に鑑み買収防衛策の導入はしておらず、また方針の定めもありません。今後当社において基本方針を決定する場合には、企業価値の維持・向上の観点から、専門家等の意見を勘案し、株主の皆様の利益に資することを前提に検討いたします。

4【事業等のリスク】

当社が事業を遂行するにあたり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、一部将来に関するリスクについては、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、以下の記載事項および本項以外の記載事項は、特に断りがない限り、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は提出日現在において当社が判断したものであります。

①当社の事業展開におけるリスクについて

(イ)外国語会話教室市場の動向と競合の状況について

経済産業省の「特定サービス産業動態統計」によれば、当事業年度初頭から減少傾向にあった外国語会話教室の受講生数は、平成19年10月には業界大手事業者撤退という影響も受けたことから、平成19年12月末の受講者数が平成18年12月末と比較し約5割まで落ち込む結果となっております。

その一方、外国語を話すことができれば個人でも教室を開設することが可能であり、新規参入が比較的容易な市場であります。当該外国語会話教室市場の市場規模がさらに急速に縮小した場合や、市場内での新規参入が今後活発になり競争激化による低価格競争に陥った場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はマンツーマンによるレッスンに特化していることから、マンツーマンによるレッスンの当該市場における評価が著しく低下した場合、あるいはマンツーマンレッスンに特化した有力な競合企業が現れた場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) スクール開設および立地改善について

当社は現在、関東および関西(大阪市・京都市・神戸市)、中部(名古屋市)を中心にスクール開設を行っておりますが、LS(ラーニングスタジオ)開設方針として、駅近隣の立地であること、物件のグレードが高いこと、貸室㎡単価が周辺相場に比べ割安な物件であること、物件面積では100~400㎡程度であることを重視しております。またLF(ラーニングフィールド)では、LS開設方針に加え、子供が安全に通うために周辺環境が良好であることを考慮して開設地を決定しております。

しかしながら、開設予定地における物件の確保が計画通り進まない等の理由により、新たなスクール開設または既存スクールの立地改善・拡張等ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 基幹業務システム「G a b a w e b」への依存について

当社の業務管理は基幹業務システムである「G a b a w e b」に大きく依存していることから、稼働しているサーバーの故障等に備えるためデータベースとサーバーの管理を外部に委託しており、データバックアップの定期的な保持および地震などの災害からの影響を軽減させる体制を整備しております。

また、当社では有能なシステムエンジニアを採用し、当該基幹業務システムの構築・運営・管理は当社のIT部で行っております。当社ではこのように、基幹業務システム保持の体制を整備しておりますが、万が一、何らかの理由により、サーバーが同時に停止した場合等には、当社の業務に支障をきたすこととなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) インストラクターの確保について

現在、当社はマンツーマン形式の英会話レッスンのみを提供しており、当該英会話レッスン方法では、各クライアントの個人ニーズに合わせたレッスン提供体制が必須と考えております。従いまして、当社では、50カ国以上の国籍の様々な経歴を持つインストラクターを主に業務委託契約により確保しており、当社と良好な関係を維持しております。インストラクター全員がネイティブレベルであることはもちろんのこと、知識、教養、柔軟性を兼ね備えていることを書類と面接をとおして確認し、業務委託契約を締結しております。

今後の業容拡大によるクライアント数の伸長予測に従いインストラクター数を増加させ、十分なレッスン数の提供に取り組んでおりますが、予想以上のクライアントの獲得やレッスン需要の季節変動等によりレッスン需要に急激な増加があった場合、当社の認定基準を満たすインストラクターを必要数確保できない可能性があります。さらに、業務委託という関係上、各インストラクターによる提供レッスン数はインストラクターの自主性に依存するため、クライアントからの需要に応じたレッスン数の供給ができない可能性があります。これらの可能性が顕在化し、レッスンの供給不足が生じた場合、また、今後の業容拡大により安定的なレッスン供給体制を確保するため、業務委託契約という関係につき見直しせざるを得ない状況となった場合、もしくは委託講師報酬の引き上げを余儀なくされた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 法的規制等について

当社の事業展開における法的規制等の概要は以下のとおりであります。

(労働基準法等)

労働基準法は、労働者の労働条件の最低基準を定めた法律であり、同法が定める「労働者」の雇用主は、同法に基づく義務のほか、労働保険・社会保険の保険料に関する負担義務、労働安全衛生法上の義務等を負うこととなります。

当社では、前項「(ニ)インストラクターの確保について」に記載のとおり、インストラクターとは業務委託契約を締結し、クライアントへの英会話レッスンの提供を委託しております。当社からレッスンの時間・勤務先スクールを指定することはないこと、業務委託契約において一定の業務内容が規定されていること等に鑑み、当社は、現状においてインストラクターは労働基準法等が定める「労働者」に該当しないものと考えております。

しかしながら、今後労働基準法等の適用を受ける「労働者」の定義に関する法令の改正、裁判例の変遷や行政当局による対応の変化が生じた場合等には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(出入国管理及び難民認定法)

出入国管理及び難民認定法は、外国人はいずれかの在留資格が付与されて初めて入国・在留が認められ、当該在留資格に定められた活動ができるものとしており、就労についても、認められるもの(人文知識・国際業務等)、原則として認められないもの(留学・就学等)、個々の許可内容によるもの(特定活動)等様々な在留資格が存在し、かかる在留資格の付与、および在留期間の更新は法務大臣の裁量に委ねられています。

当該法令の改正や裁判例の変遷が生じた場合のみならず、法務大臣の裁量権の範囲内において在留資格の付与・在留期間の更新等に関する方針の変更等が生じた場合においても、外国人の日本への入国・在留期間が現在よりも制限される可能性があり、かかる場合には当社の事業に必要なインストラクターを確保することが困難となる等により当社の業務運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(下請代金支払遅延等防止法)

下請代金支払遅延等防止法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護すること等を目的として、独占禁止法の特別法として制定されたものです。同法においては、同法の適用対象となる取引に関し、親事業者が発注に際し下請業者に対して給付の内容等同法第3条第1項に定める事項を記載した書面(いわゆる3条書面)を交付すること、親事業者の禁止行為等が定められております。

当社によるインストラクターに対する英会話レッスンの提供の委託については、当社を親事業者、各インストラクターを下請事業者として同法の適用があり、当社は、インストラクターに3条書面を交付する等、同法および関連法令の遵守に努めておりますが、今後かかる同法または関連法令の改正、行政当局による対応の変化が生じた場合には、新たな義務の遵守と、これに応じた対応を迫られ、システム対応等の費用負担が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(特定商取引に関する法律)

「特定商取引に関する法律」は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、並びに業務提供誘引販売取引をいう)を公正にし、および購入者等が受ける可能性のある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護すること等を目的とするものであります。

当社によるクライアントへの英会話レッスンの提供は、同法における特定継続的役務提供に該当し、同法に基づく規制を受けております。

当社は、同法および割賦販売法等の関連法令が定める項目が記載された契約書面の交付、クーリング・オフないし中途解約への対応等、同法および割賦販売法等の関連法令の遵守に努めておりますが、今後同法または割賦販売法等の関連法令の改正等が生じた場合には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これまで、クーリング・オフ等による大量の解約が発生した事実はありませんが、今後、大量の解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(不当景品類及び不当表示防止法)

不当景品類及び不当表示防止法は、不当な景品類および不当表示を規制の対象としております。「景品類」とは、お客様を誘引する手段として直接的・間接的を問わず、事業者が自己の商品、役務の取引に付随して相

手方に供給する物品、金銭、その他の経済上の利益であり、公正取引委員会が指定するものであります。

当社の販売促進行為の一環として販促グッズ等の景品類を用いることがあり、また広告等の表示による宣伝は、反響の大きい有効な手段であるため、当社では、不当な景品類や、不実の内容・誇大な表現による不当表示を排除し、不当景品類及び不当表示防止法に違反しないよう、十分に留意しております。

当社においては、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、広告等の内容が不実・誇大であるとみなされる事項があった場合等には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(個人情報保護に関する法律)

「個人情報保護に関する法律」は、個人情報の適正な取扱いに関し、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律であります。

当社は、クライアント・インストラクター等の個人情報を保有、管理しており、同法に定められる個人情報取扱事業者として、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの適用を受けております。

当社は、個人情報保護規程の制定等、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めておりますが、不測の事態によって当社が保有する個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等の事態が発生した場合には、適切な対応を行うための相当なコスト負担、当社の信用低下、当社に対する損害賠償請求等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(雇用保険法に基づく教育訓練給付制度について)

当社では、雇用保険法に基づいた「教育訓練給付制度(注)」の適用を受けた講座を提供しており、当事業年度における売上高に占める割合は約3割となっております。従いまして、当社の講座が何らかの理由により同制度による厚生労働大臣の指定を受けられなくなった場合、同制度によって給付される金額が変更されるなど制度の内容が変更された場合あるいは制度自体が廃止された場合等には、クライアント数が大きく変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 教育訓練給付制度とは、働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険法に基づく給付制度であります。当該制度は、本書提出日現在においては「被保険者期間3年以上、給付率20%、上限額10万円」と定められており、初めて同制度を利用する人のみ、「被保険者期間1年以上、給付率20%、上限額10万円」の給付要件により利用が可能となります。

(へ) ブランドが毀損するリスクについて

当社は、競争の激しい外国語会話教室市場において、マンツーマンによるレッスンに特化した差別化戦略を採用しており、競合企業への対応策としてブランド価値を重視した経営を行っております。

当社では、ブランドイメージの向上および浸透に努めておりますが、広告活動等において予想どおりの効果が得られる保証はなく、また、今後、当社にクライアントやインストラクター等との重大なトラブル、係争もしくは法令違反等が発生あるいは判明した場合、またはインターネットやマスコミ報道等の内容によっては、当社のブランドイメージの社会的評価が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が提供する

「G a b a」に類似した名称等の商品またはサービスが何らかの社会問題を引き起こした場合、当社のブランドイメージが損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 知的財産権について

当社は、前項「(へ)ブランドが毀損するリスクについて」に記載のブランド戦略のもと、積極的な商標権の登録を行っております。ただし、当社ロゴについて当社が保有する商標権のうち、一部の商標権(登録番号第4803256号および第4803262号の商標権。以下、「当社商標権」といいます)は、当社ロゴと類似の登録商標にかかる商標権(登録番号第3113061号、第4636946号および第4636959号の商標権。以下、「第三者商標権」といいます)を保有する第三者から譲り受けたものであり、当該譲り受けに際して、当社は当該第三者との間で、

「『ガバ』ないし『GABA』の文字を含む標章を商標として使用する場合には」、第三者商標権との混同を避けるため、当社ロゴの文字部分と「同一の書体の商標以外は使用しない」旨を含む合意(以下、「本件合意」といいます)をしております。本件合意に基づき、当社は、「ガバ」の呼称を生ずる部分を含む標章を商標として使用する場合には、原則として、当該部分について当社ロゴの文字部分と同一の書体の文字を用いる運用をすべきものと理解しております。

また、当社は、自社開発・設計しているプログラムやソフトウェアにつき、いわゆる公知の基礎技術を改良または組み合わせることにより構築する方針を採用しており、現在のところ第三者の特許権・実用新案権を侵害し

ている事実を認識しておりません。

現在において、その他著作権を含む知的財産権の侵害等を理由とする第三者による請求等を受けておりませんが、当社の知的財産権等に関する理解、調査、管理等が必ずしも正確かつ十分である保証はなく、知的財産権の侵害等を理由に、損害賠償あるいはシステム等の使用差止等を第三者から請求された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 経営成績及び財政状態について

(イ) 受講料の前受について

当社の属する外国語会話教室市場では、受講期間が長期にわたるものもあるため、一般的に役務提供期間にわたって売上計上が行われ、申込み時に入金された受講料のうち未受講レッスン相当額が前受金として貸借対照表上の負債の部に計上されております。

当社には、最長300回(約2年間を想定)に及ぶ受講コースが存在し、最初に入金された受講料は前受金に計上され、その役務提供期間で経過期間に応じ売上に計上されます。当事業年度末における前受金は4,433,710千円(前事業年度末比15.4%増)であり、総資産の65.5%となっております。

クライアント数の増加等により前受金の金額は増加しており、総資産に対する比率も高水準で推移しております。それに伴い、短期間に多くのクライアントが中途解約を行った場合等には、多額の前受金の返金が発生し、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では財政状態の透明性を高め、クライアントに安心して受講いただく仕組みを整えることを目的として受講料前受金を信託する等の保全措置を検討しておりますが、当該措置を講じることにより、今後保全比率に応じた資金の固定化が発生し、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 減損会計の適用について

当社は前事業年度より減損会計を適用しており、当事業年度においては成城L Fについて27,935千円の減損損失を計上しました。現時点においては、当該事業所以外に減損損失を認識している事業所はありませんが、将来事業収益が低下した場合には認識を必要とされる事態が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社株式に関する事項について

(イ) 新株予約権の付与について

当社は、平成17年3月30日、平成17年8月25日、平成17年12月12日および平成18年1月18日の臨時株主総会において旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行に関する特別決議を行っております。

当該決議に基づく潜在株式数は平成19年12月31日現在12,050株(当社普通株式の発行済株式総数の27.6%)であり、新株予約権が行使された場合には、当社の株式価値は希薄化することになります。

(ロ) 主要株主であるエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社について

平成19年5月30日の当社の主要株主であったテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合の解散に伴い、同組合への主要出資者であったエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社が新たに主要株主となりました。

平成19年12月31日現在、潜在株式を含む当社普通株式の47.33%(潜在株式を除く当社普通株式の60.39%)を保有する同社は、当社がMBO(マネジメント・バイ・アウト)を実施した時から当社経営陣と協力関係を保ちながら、当社の株式上場を目指して協力してきた友好的パートナーであります。同社の保有する株式の売却が株式市場で行われた場合や、株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。また、事業戦略上のアライアンス先への譲渡を行った場合でも当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社取締役5名のうち1名を同社から、当社の業務遂行に資する意見を得るため、招聘しております。従業員の出向および出向受け入れはありません。

(ハ) 優先株式の発行、取得および消却について

当社は、財務体質強化のため、平成17年12月12日開催の臨時株主総会決議により、平成17年12月15日に第1回A種優先株式320株を発行しております。発行価額(払込金額)は1株当たり1,000万円であり、株式会社大和証券グループ本社(200株)および有限会社ジュピターインベストメント(注1)(120株)を引受先として、総額3,200万円の資金を調達しております。

当該優先株式は、剰余金の配当、残余財産の分配について普通株式に優先し、剰余金の配当については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率が優先配当年率として定められております。当該計算に基づいて算出された優先配当金の全部または一部を支払えない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積することとな

っております。なお、当該優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位となっております。

また、当該優先株式には取得請求権が付されており、優先株主から取得請求がなされた場合、取得請求日(毎年4月14日。ただし、当日が非営業日である場合は翌営業日)から30日以内に、取得請求がなされた優先株式数に1株当たりの取得価額(注2)を乗じた金額(ただし、分配可能額を超える場合は分配可能額の範囲内)で当該優先株式を取得することとなっております。当該取得請求権に基づく取得請求可能株式数も定められております。なお、当該優先株式には普通株式への転換権は付与されておりません。

以上のように、当該優先株式は、今後の当社の財政状態および普通株式の配当に影響を与えることとなります。

当事業年度末における優先株式残高は227株でしたが、当社は優先株式の配当負担を軽減し、企業価値の一層の向上を図るため、取得条項に基づき、平成20年2月21日の取締役会決議により、平成20年3月24日に株式会社大和証券グループ本社より31株、有限会社ジュピターインベストメントより18株、合計49株の優先株式を取得しました。取得済株式は、平成20年3月27日の取締役会決議に基づき同日付で消却しております。

従いまして、当該優先株式の取得請求可能株式数は下表のとおりとなっております。

年月日	取得請求可能株式数(※)
平成21年4月14日以降	178株

(※)当該取得請求日までに当社により新たに取得された当該優先株式の数が控除されます。

- (注) 1. 有限会社ジュピターインベストメントの株式は、The Goldman Sachs Group, Inc. が100%間接保有しております。
2. 1株につき当該優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および当該優先株式の累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき当該優先株式の優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる)を加算した額とします。ただし、当該事業年度において当該優先株式の優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。

④配当政策について

当社は、第4期(平成15年9月期)において、設立後初めて期末配当を実施し、1株当たり39,024円の配当をしましたが、第5期(平成16年9月期)以降については普通株式への配当は実施しておりません。

当社は業容拡大のため新規スクール開設と新規事業の立ち上げに伴う投資等を計画し、これらの投資活動により、継続的な事業の成長を達成していきたいと考えております。加えて、前項「③当社株式に関する事項について(ハ)優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の取得請求に対応するため、相当金額のキャッシュアウトを想定しております。

従いまして、当事業年度についても普通株式への配当は実施しておりませんが、今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や、投資等の実施状況および今後の計画を十分に勘案し内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

なお、優先株式については、平成20年2月21日開催の取締役会決議により、1株あたり122,800円の配当を実施しました。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りおよび判断を行っております。また、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況の財務諸表「重要な会計方針」」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高

当事業年度の売上高は8,777,890千円となり、前事業年度比14.6%の増加となりました。

売上高増加の主な要因は、既存クライアントの契約継続率が順調に推移していることに加え、平成19年10月に実施された教育訓練給付制度変更に伴う駆け込み需要により、クライアント数が前年度と比較して大きく増加（前事業年度末比19.8%増）したことであります。

② 売上原価

売上原価は4,192,352千円となり、売上原価率では47.8%、前事業年度の42.8%と比較して5.0ポイントの増加となりました。これは当事業年度において、高品質で安定したレッスンを供給するためのインストラクターへの委託講師報酬が増加したこと、L S拡充に伴う設備費が増加したことがその主な要因であります。

③ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は3,764,101千円となり、対売上高比率では42.8%、前事業年度の38.5%と比較して4.3ポイントの増加となりました。これは当事業年度において、積極的な広告活動を実施したことにより広告宣伝費が増加したこと、本社機能を充実させるための人件費等が増加したことがその主な要因であります。

④ 営業利益

上記の結果、当事業年度の営業利益は821,436千円となりました。また、売上高営業利益率は9.4%となり、前事業年度の18.7%と比較して9.3ポイントの減少となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は67,856千円となり、前事業年度比31.5%の増加となりました。

営業外費用は2,088千円となり、前事業年度比96.2%の減少となりました。これは、前事業年度において上場関連費用54,013千円の発生があったことが主な要因であります。

⑥ 経常利益

上記の結果、経常利益は887,203千円となりました。また、売上高経常利益率は10.1%となり、前事業年度の18.6%と比較して8.5ポイント低下となりました。

⑦ 特別損益

特別損失は、L S移転・統合による固定資産除却損41,367千円、およびL S閉鎖損失引当金繰入額15,120千円、減損損失27,935千円を計上いたしました。

⑧ 当期純利益

上記の結果、税引前当期純利益は802,779千円となり、法人税、住民税及び事業税326,708千円、過年度未払法人税等取崩額47,058千円、法人税等調整額719千円を計上した結果、当期純利益は522,410千円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は6,764,256千円となり、対前事業年比258,602千円の減少となりました。

① 資産の状況

当事業年度末の流動資産は4,220,964千円となり、対前事業年比1,038,350千円の減少となりました。その主な要因は、自己株式（優先株式）の取得、有価証券、投資有価証券の取得等により現金及び預金が1,749,060千円減少したことであり、また、固定資産は2,543,292千円となり、対前事業年度比779,748千円の増加となりました。これは主に、L Sの新規開設および立地改善等に伴い有形固定資産が162,511千円、敷金・保証金が140,747千円、投資有価証券が500,135千円増加したことによるものであります。

② 負債の状況

当事業年度末の流動負債は5,200,867千円となり、対前事業年比125,474千円の増加となりました。これは、クライアント数増加により前受金が590,667千円増加した一方、未払法人税等が437,404千円減少したことがその主な要因であります。

③ 純資産の状況

純資産合計は、当期純利益522,410千円を計上した他、自己株式（優先株式）の取得・消却によりその他資本剰余金が932,565千円減少した結果、1,563,389千円となりました。また、その他資本剰余金2,195,575千円を取崩し、繰越利益剰余金のマイナス残高を解消しております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度は、5LS（名古屋LS、八王子LS、北千住LS、立川LS、京都LS）を開設し、二子玉川LS、恵比寿LSを移転拡張いたしました。

また、本社の移転により総額583,207千円の設備投資を実施いたしました。

（注） 上記の設備投資の額には、敷金・保証金が含まれております。

2【主要な設備の状況】

各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(平成19年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					賃借料 (千円)	従業員 数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具器具備 品	敷金保証金	合計		
渋谷L S (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	12,994 (220.68㎡)	855	2,700	11,349	27,898	13,619	8
池袋L S / 池袋L S ア ネックス (東京都豊島区)	英会話 その他	教室設備	31,297 (539.09㎡)	566	11,479	46,903	90,247	48,229	16
横浜L S (横浜市西区)	英会話 その他	教室設備	26,129 (385.01㎡)	—	15,058	41,009	82,197	54,679	15
吉祥寺L S (東京都武蔵野市)	英会話 その他	教室設備	8,454 (182.15㎡)	632	1,582	9,918	20,587	13,224	9
新宿南口L S (東京都新宿区)	英会話 その他	教室設備	22,430 (448.00㎡)	244	26,466	40,656	89,796	40,656	16
溜池山王L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	10,524 (195.64㎡)	317	1,182	10,100	22,124	14,203	4
新橋汐留L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	9,126 (67.73㎡)	10,186	1,091	8,413	28,817	7,320	7
東京L S (東京都中央区)	英会話 その他	教室設備	14,879 (363.28㎡)	391	6,129	35,300	56,700	35,640	14
自由が丘L S (東京都目黒区)	英会話 その他	教室設備	15,987 (135.30㎡)	1,080	2,170	19,384	38,622	10,022	9
下北沢L S (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備	14,480 (106.71㎡)	1,991	9,560	8,909	34,941	8,909	5
表参道L S (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	14,778 (160.25㎡)	284	11,818	21,927	48,809	21,927	5
二子玉川L S (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備	11,627 (120.25㎡)	4,222	15,402	26,388	57,640	26,128	6
成城L S (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備	18,170 (166.09㎡)	844	12,367	22,608	53,990	18,086	5
田町L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	8,446 (169.85㎡)	1,505	2,004	5,905	17,861	7,086	4
藤沢湘南L S (神奈川県藤沢市)	英会話 その他	教室設備	7,809 (126.12㎡)	1,456	786	4,959	15,011	5,951	5
青葉台L S (横浜市青葉区)	英会話 その他	教室設備	10,899 (153.08㎡)	1,467	1,435	5,093	18,895	6,111	5
三軒茶屋L S (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備	7,105 (115.70㎡)	5,139	977	3,200	16,422	4,800	5
目黒L S (東京都品川区)	英会話 その他	教室設備	10,175 (53.60㎡)	167	1,345	6,716	18,405	9,004	5
新百合ヶ丘L S (川崎市麻生区)	英会話 その他	教室設備	10,786 (170.85㎡)	481	1,505	8,200	20,973	8,200	5
品川L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	17,131 (237.70㎡)	127	5,197	18,005	40,462	22,327	9
梅田L S (大阪市北区)	英会話 その他	教室設備	23,380 (359.90㎡)	—	4,514	28,080	55,975	29,388	13
千葉L S (千葉市中央区)	英会話 その他	教室設備	16,795 (230.77㎡)	—	9,442	15,455	41,693	15,455	5

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					賃借料 (千円)	従業員 数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具器具備 品	敷金保証金	合計		
心齋橋L S (大阪府中央区)	英会話 その他	教室設備	24,981 (285.02㎡)	—	2,403	16,036	43,422	16,036	7
栄L S (名古屋市中区)	英会話 その他	教室設備	26,085 (348.70㎡)	—	2,560	26,152	54,798	20,922	11
銀座L S (東京都中央区)	英会話 その他	教室設備	36,061 (367.00㎡)	734	6,438	27,974	71,209	37,299	14
茶屋町L S (大阪府北区)	英会話 その他	教室設備	23,818 (276.13㎡)	155	14,530	23,858	62,362	23,858	6
大宮L S (さいたま市大宮区)	英会話 その他	教室設備	15,948 (125.63㎡)	1,083	9,726	5,700	32,458	8,664	5
神戸L S (神戸府中央区)	英会話 その他	教室設備	22,922 (330.00㎡)	1,053	20,319	29,949	74,244	23,959	8
名古屋L S (名古屋市西区)	英会話 その他	教室設備	28,532 (512.92㎡)	218	21,113	48,409	98,274	48,409	7
八王子L S (東京都八王子市)	英会話 その他	教室設備	16,870 (182.58㎡)	888	12,964	27,615	58,338	15,906	6
北千住L S (東京都足立区)	英会話 その他	教室設備	10,234 (101.04㎡)	4,162	9,847	9,186	33,431	11,023	7
恵比寿L S (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	11,146 (133.77㎡)	2,038	11,763	12,926	37,874	17,235	8
立川L S (東京都立川市)	英会話 その他	教室設備	28,285 (138.70㎡)	676	13,251	5,000	47,213	20,174	6
京都L S (京都市下京区)	英会話 その他	教室設備	17,067 (296.68㎡)	1,383	22,075	22,614	63,140	22,614	6
成城L F (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備	— (100.27㎡)	—	—	14,558	14,558	11,646	13
L S計	—	—	585,368 (7906.19㎡)	44,356	291,215	668,463	1,589,404	698,720	279
クオリティーセンター (東京都目黒区)	—	事務所	37,581 (728.83㎡)	—	—	22,472	60,054	33,586	18
本社 (東京都目黒区)	—	事務所	37,449 (962.37㎡)	—	109,058	90,828	237,336	90,828	151
関西事務所 (大阪府北区)	—	事務所	3,392 (113.52㎡)	—	593	4,313	8,299	6,469	1
合計	—	—	663,792 (9710.91㎡)	44,356	400,867	786,077	1,895,094	829,605	449

- (注) 1. 金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
2. 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であります。
3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
4. 上記敷金・保証金には、社宅敷金は含まれておりません。
5. 賃借料は建物の賃借によるものであり、年額を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度において確定した重要な設備の新設、改修、除却の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手及び完了予定	
			総額	既支払額		着手	完了
吉祥寺L S (東京都武蔵野市)	英会話 その他	教室設備	8,850	-	増資資金	平成19年12月	平成20年1月
新橋L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	60,088	17,548	増資資金	平成19年12月	平成20年1月
広尾L F (東京都渋谷区)	英会話 その他	教室設備	24,500	4,000	増資資金	平成20年1月	平成20年2月
川崎L S (川崎市川崎区)	英会話 その他	教室設備	57,007	7,003	増資資金	平成20年1月	平成20年2月

(注) 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）	除却等の年月日
新橋L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備の除却	18,800	平成20年4月

(注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記除却はL S移転に伴うものであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,696	43,706(注)1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)2
第1回 A種優先株式	227	178(注)4	非上場	(注)3
計	43,923	43,884	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成20年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。

① 剰余金の配当

(a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日より、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第1回A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当年率は、(i)平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii)下記に定義する配当年率修正日から次回の配当年率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権
第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付けで取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。
「年度取得予定株式数」は、
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

- (ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、
- (iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

4. 平成20年2月21日開催の取締役会決議により平成20年3月24日付で第1回A種優先株式49株を取得し、平成20年3月27日開催の取締役会決議により同日付で当該取得自己株式全数を消却しております。

取得価額 : 1株当たり 10,034,036円06.6銭

取得株式数 : 49株

(株式会社大和証券グループ本社より31株、有限会社ジュピターインベストメントより18株)

取得総額 : 491,667,769円

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	782(注)1	741(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,564(注)1・2・3	1,482(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成23年12月1日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	3,282(注)1	3,277(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,564(注)1・2・3	6,554(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,706	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成24年12月14日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{発行または処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
 - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
 - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
 - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
 - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
 - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
 - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	139(注)1	136(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	278(注)1・2・3	272(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成23年12月1日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のことであります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑦ 第7回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	10(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20(注)2・3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のことであります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(平成17年1月1日の吸収合併における消滅会社(実質的な存続会社)の発行済株式総数、資本金等の推移)

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年8月13日 (注) 1	—	3,700	—	285,000	△125,000	125,000
平成16年6月30日 (注) 2	60	3,760	1,500	286,500	1,500	126,500
平成16年6月30日 (注) 3	1,000	4,760	50,000	336,500	—	126,500
平成16年11月25日 (注) 4	△230	4,530	—	336,500	—	126,500

- (注) 1. 減資差損の填補による減少であります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 新株引受権の行使による増加であります。
4. 自己株式の消却による減少であります。

(平成17年1月1日の吸収合併以降の当社の発行済株式総数、資本金等の推移)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年1月1日 (注) 1	4,800	5,000	190,000	200,000	—	—
平成17年3月28日 (注) 2	15,000	20,000	—	200,000	—	—
平成17年12月15日 (注) 3	320	20,320	1,600,000	1,800,000	1,600,000	1,600,000
平成18年1月24日 (注) 4	—	20,320	△1,600,000	200,000	△1,550,000	50,000
平成18年5月15日 (注) 5	20,000	40,320	—	200,000	—	50,000
平成18年11月30日 (注) 6	3,000	43,320	369,675	569,675	369,675	419,675
平成18年12月1日～ 平成18年12月31日 (注) 7	52	43,372	1,846	571,521	1,846	421,521
平成19年3月29日 (注) 8	△93	43,279	—	571,521	—	421,521
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注) 7	644	43,923	22,862	594,383	22,862	444,383

(注) 1. 吸収合併に基づく増加であります。

合併当事者：存続会社を当社（当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社）、消滅会社を旧株式会社G A B Aとしております。

合併比率：テイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合が保有していた旧株式会社G A B Aの普通株式1,743株に対して、当社の普通株式4,800株を割当てております。なお、当社の所有していた旧株式会社G A B Aの株式2,787株については合併時に消却しております。

2. 普通株式の株式分割（1：4）によるものであります。

3. 有償第三者割当増資によるものであります。

発行株式：第1回A種優先株式 320株

割当先：株式会社大和証券グループ本社 200株、(有)ジュピターインベストメント 120株

払込金額（発行価額）：1株当たり10,000千円

資本組入額：1株当たり5,000千円

4. 無償減資および資本準備金減少によるものであります。

5. 普通株式の株式分割（1：2）によるものであります。

6. 有償一般募集（ブックビルディング方式）によるものであります。

発行価格：265,000円

引受価額：246,450円

発行価額：212,500円

資本組入額：123,225円

7. 新株予約権行使による増加であります。

8. 平成19年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成19年3月23日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式93株を、平成19年3月29日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が93株減少しております。

9. 平成20年1月1日から平成20年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10株、資本金が355千円及び資本準備金が355千円増加しております。

10. 平成20年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成20年3月24日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式49株を、平成20年3月27日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が49株減少しております。

(参考：平成17年1月1日の吸収合併以前の当社(当時N I F キャピタルパートナーズA株式会社(形式的な存続会社))の発行済株式総数、資本金の推移)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)	摘要
平成16年6月16日	200	200	10,000	10,000	—	—	設立

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成19年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府および 地方公共団 体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	13	21	17	8	2,140	2,205	—
所有株式数 (株)	—	4,679	456	28,669	1,430	376	8,086	43,696	—
所有株式数の 割合(%)	—	10.70	1.05	65.61	3.27	0.86	18.51	100.0	—

② 第1回A種優先株式

平成19年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府および 地方公共団 体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	1	1	—	—	—	2	—
所有株式数 (株)	—	—	142	85	—	—	—	227	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	62.6	37.4	—	—	—	100.0	—

(注) 平成20年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成20年3月24日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式49株を、平成20年3月27日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、第1回A種優先株式の発行済み株式総数は178株(金融商品取引業者保有111株(62.4%)、その他の法人保有67株(37.6%))となっております。

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	26,390	60.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注) 1	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,386	5.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注) 2	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,570	3.59
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1番19号	800	1.83
青野 仲達	東京都目黒区	655	1.49
三和ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号	587	1.34
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号	574	1.31
須原 清貴	東京都世田谷区	349	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4) (注) 1	東京都中央区晴海1丁目8番11号	334	0.76
G A B A社員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号	299	0.68
計	—	33,944	77.68

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

② 第1回A種優先株式

平成19年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	142	62.6
有限会社ジュピターインベストメント	東京都港区西麻布3丁目20番16号西麻布アネックス	85	37.4
計	—	227	100

(注) 1. 第1回A種優先株式は無議決権株式であります。

2. 第1回A種優先株式の現況につきましては、前項(5)「所有者別状況」の「② 第1回A種優先株式」

(注)に記載のとおりであります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 227	—	A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,696	43,696	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,923	—	—
総株主の議決権	—	43,696	—

② 【自己株式等】

平成19年12月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権、第1回新株予約権ノ2および第1回新株予約権ノ3)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分および人数	当社の従業員 161名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

(第2回新株予約権および第2回新株予約権ノ2)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役4名 および 従業員10名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しており、決議時点の付与対象者の区分および人数は、当社の取締役2名および従業員16名であります。

(第6回新株予約権)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成18年1月18日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成18年1月18日
付与対象者の区分および人数	当社の従業員 66名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。

(第7回新株予約権)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成18年1月18日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成18年1月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役1名 および 従業員1名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、決議時点の付与対象者の区分および人数は、当社の従業員3名であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

該当事項はありません。

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年2月21日決議) での決議状況 (取得期間 平成19年3月23日) (注)	93	932,565,680
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	93	932,565,680
残存決議株式の総額及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当社定款第10条の10 (取得条項) の規定に基づき、平成19年2月21日開催の取締役会において取得を決議し、平成19年3月23日に当該自己株式の取得を行っております。

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成20年2月21日決議) での決議状況 (取得期間 平成20年3月24日) (注)	49	491,667,769
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総額及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	49	491,667,769
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当社定款第10条の10 (取得条項) の規定に基づき、平成20年2月21日開催の取締役会において取得を決議し、平成20年3月24日に当該自己株式の取得を行っております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注) 1・2	93	932,565,680	49	491,667,769
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1. 平成19年3月29日開催の取締役会において消却を決議し、同日に消却の処理を行っております。

2. 平成20年3月27日開催の取締役会において消却を決議し、同日に消却の処理を行っております。

3 【配当政策】

当社は、第4期(平成15年9月期)において、設立後初めて期末配当を実施し、1株当たり39,024円の配当をしましたが、第5期(平成16年9月期)以降については普通株式への配当は実施しておりません。

当社は業容拡大のため新規スクール開設と新規事業の立ち上げに伴う投資等を計画し、これらの投資活動により、継続的な事業の成長を達成していきたいと考えております。加えて、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク ③当社株式に関する事項について (ハ)優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の取得請求に対応するため、相当金額のキャッシュアウトを想定しております。

従いまして、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めてはおりますが、当事業年度についても普通株式への配当は実施しておりません。今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や、投資等の実施状況および今後の計画を十分に勘案し内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

当社は、剰余金の配当については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。また、当社の剰余金の配当の基準日は毎年12月31日、剰余金の中間配当の基準日は毎年6月30日としております。

なお、優先株式については、平成20年2月21日開催の取締役会決議により、1株あたり122,800円、総額27,875千円の配当を実施しました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
最高(円)	—	—	—	—	276,000	255,000
最低(円)	—	—	—	—	199,000	79,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

なお、当社株式は平成18年12月1日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	138,000	110,000	103,000	141,000	136,000	107,000
最低(円)	98,100	88,000	79,000	92,100	98,100	95,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO)	青野 仲達	昭和40年11月3日	平成元年4月	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc. 入社	(注) 1	687
				平成11年6月	ハーバード大学経営大学院修士課程修了		
				平成11年9月	イングリッシュタウン, Inc. (米国法人) 入社		
				平成13年1月	イングリッシュタウン株式会社(日本法人) 代表取締役就任		
				平成15年4月	マイクロソフト株式会社入社		
				平成16年1月	当社入社 当社最高執行責任者(COO) 就任		
				平成16年2月	当社取締役社長就任 当社最高経営責任者(CEO) 就任(現任)		
				平成16年3月	当社代表取締役社長就任(現任)		
取締役副社長	最高執行責任者 (COO)	須原 清貴	昭和41年6月18日	平成3年4月	住友商事株式会社入社	(注) 1	352
				平成12年6月	ハーバード大学経営大学院修士課程修了		
				平成13年4月	株式会社ボストンコンサルティンググループ入社		
				平成15年1月	シーエフオーカレッジ株式会社入社		
				平成15年9月	同社代表取締役就任		
				平成16年7月	当社入社 当社最高財務責任者(CFO) 就任		
				平成16年10月 平成17年6月	当社取締役就任 当社取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 就任(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	常務執行役員 兼最高財務責任者 (CFO) (経営管理部門担当)	横島 俊幸	昭和49年8月17日	平成10年4月 平成14年5月 平成14年9月 平成15年10月 平成17年3月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年6月	特殊技研工業株式会社入社 パデュー大学クラナート経営大学院修士課程修了 当社入社 当社経営企画室長 当社経営企画室担当執行役員 当社経営企画部門担当常務執行役員 当社取締役就任(現任) 当社経営管理部門担当常務執行役員就任(現任) 最高財務責任者(CFO)就任(現任)	(注) 1	240
取締役	—	谷口 修一	昭和24年8月24日	昭和47年4月 平成13年6月 平成17年4月 平成18年5月 平成19年4月	大和証券株式会社入社 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社)執行役員就任 NIFキャピタルマネジメント株式会社取締役就任 当社取締役就任(現任) エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 常務執行役員就任(現任)	(注) 1	—
取締役	—	三井 拓秀	昭和23年3月5日	昭和52年4月 昭和58年5月 昭和58年8月 昭和59年9月 昭和60年6月 昭和61年6月 昭和63年8月 平成17年1月 平成17年11月	弁護士登録 米国コロンビア大学ロー・スクール法学修士号取得 Davis, Polk & Wardwell 法律事務所(米国ニューヨーク市)勤務 Linklaters & Paines法律事務所(英国ロンドン市)勤務 Bank of Tokyo International Limited (英国ロンドン市)勤務 富田金澤法律事務所 パートナー 三井安田法律事務所 パートナー 三井法律事務所 パートナー(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	黒澤 貞章	昭和22年12月24日	昭和45年4月 アーサーアンダーセン会計事務所(現あずさ監査法人)入所 東京事務所 監査部門 昭和48年10月 ビートマーウィックミッチェル会計事務所(現KPMG)入所 ニューヨーク事務所監査部門 昭和58年5月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 ニューヨーク事務所 監査部門シニアマネージャー就任 昭和60年12月 和光証券(現新光証券)株式会社入社 本社内国際部門配属 平成6年6月 同社国際管理部長就任 平成7年3月 同社審査部長就任 平成10年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入所 東京事務所企業公開部部長就任 平成11年4月 朝日ビジネスソリューション株式会社取締役就任(兼務) 平成14年9月 朝日ビジネスソリューション株式会社転籍 代表取締役専務就任 平成15年10月 株式会社BSケンブリッジ設立 同社代表取締役就任(現任) 平成17年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 2	24
監査役	—	田畑 正英	昭和25年1月10日	昭和49年10月 アーサーアンダーセン会計事務所(現あずさ監査法人)入所 東京事務所 監査部門 昭和56年10月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所 等松・トウシュロスコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)へ出向 昭和59年6月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)参与就任 等松・トウシュロスコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)取締役就任 平成9年11月 株式会社エグゼックコンサルティング設立、代表取締役就任(現任) 平成12年9月 平成監査法人社員(現任) 平成18年3月 当社監査役就任(現任) 平成18年11月 株式会社企業改革研究所設立、代表取締役就任(現任)	(注) 2	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	加藤 勝也	昭和17年1月2日	昭和40年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 昭和52年4月 IHI INC(米国ニューヨーク現地法人)へ出向、財務・経理・法務部担当副社長就任 平成6年4月 国際営業本部第4営業部長就任 平成9年7月 IHI(HK)LTDへ出向、董事長(社長)就任 平成16年12月 石川島播磨重工業株式会社退社 平成17年4月 株式会社IHI 物流・鉄構事業本部(非常勤嘱託)新交通システムプロジェクト部部長就任(現任) 平成20年3月 当社監査役就任(現任)	(注)2	—
計						1,307

- (注) 1. 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであり、現任の取締役5名は全員、平成20年3月27日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成21年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
2. 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであります。なお、各監査役の選任時と任期は次のとおりです。
黒澤貞章氏は、平成17年3月30日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成21年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
田畑正英氏は、平成18年3月30日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成22年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
加藤勝也氏は、平成20年3月27日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成24年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役谷口修一、三井拓秀の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役黒澤貞章、田畑正英、加藤勝也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(平成20年3月28日)現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、平成20年2月29日現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下のとおり5名で構成されております。

	氏名	担当
取締役 (常務執行役員を兼任)	横島 俊幸	経営管理部門担当
常務執行役員	中田 華寿子	マーケティング部門担当
執行役員	齊藤 光夫	ラーニングスタジオ部門担当
執行役員	ブルース アンダーソン	サービスクオリティー部門担当
執行役員	工藤 美穂子	人事部門担当

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

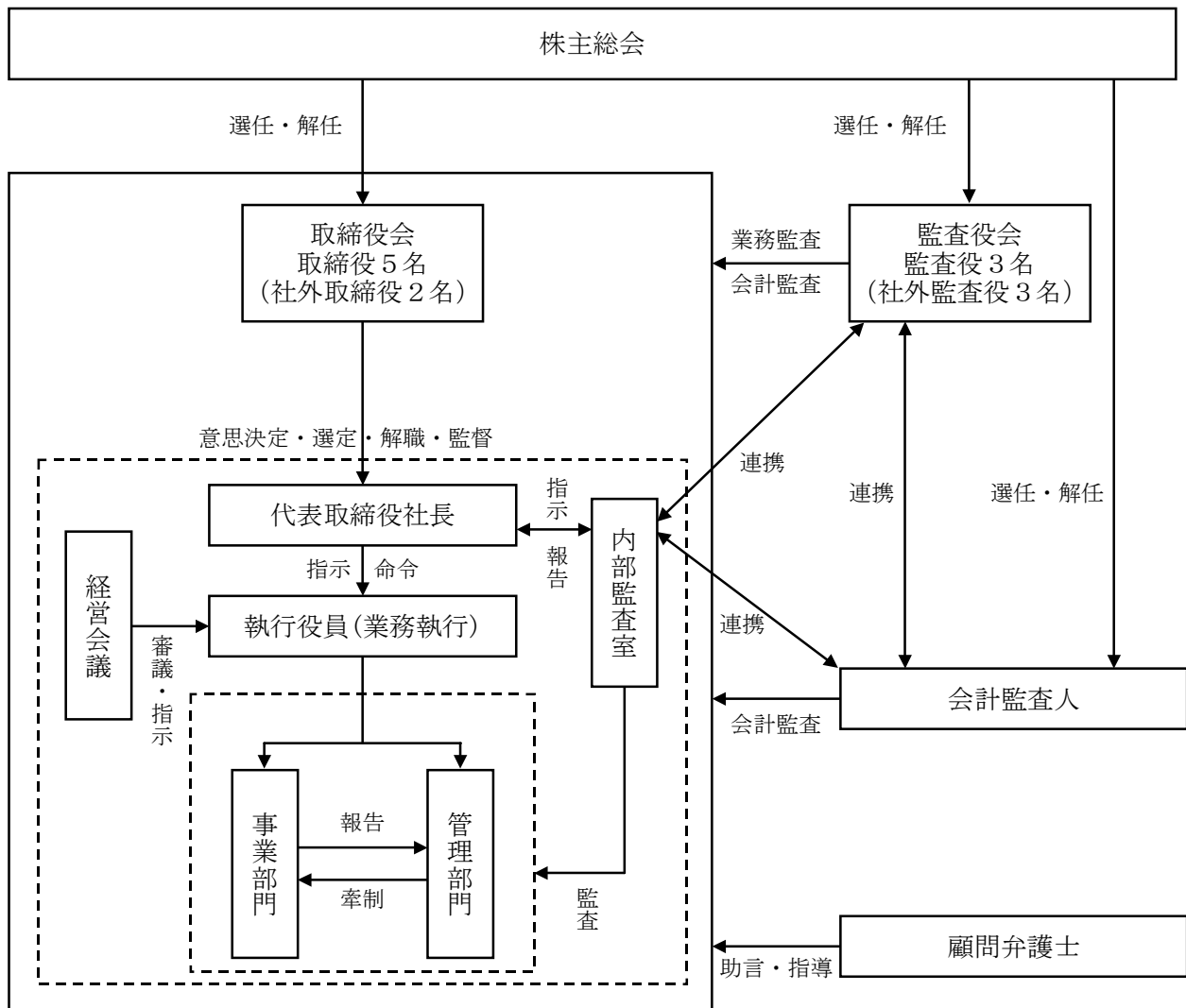
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社のビジョンは、「最も敬愛されるグローバル・コミュニケーション・ブランドになる」ことであり、近い将来、日本はもとより世界中の人々から、「価値観の違いを超えた真のコミュニケーションを生み出すブランド」として認知されることを目指しております。そのためには、法令遵守など誠実な経営を行うことが必要であると認識しております。

当社といたしましては、社内において独断専行や不正を未然に防ぐ組織体制、取締役会および監査役のチェック機能が十分に働く体制を徹底して向上させ、経営の透明性および効率性を高めていくことで、企業価値の向上を図っていく所存であります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制および内部統制システムは以下のとおりであります。



① 会社の機関の内容

- 取締役会は社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されております。経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役や執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会は、取締役会規則に基づき、原則、毎月1回開催しておりますが、それ以外においても必要のある場合は随時開催しております。
- 当社は取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員5名が各々の担当部門の業務を執行しております。
- 当社は監査役会設置会社であり、3名の監査役により構成される監査役会を定期的に開催しております。
- 社内取締役3名で構成される経営会議は、経営に関する重要事項の審議を行う場として機能しており、原則として毎月1回開催しておりますが、それ以外においても必要ある場合には随時開催しております。

- ② 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況
- 各種社内規程を制定し、職務権限と責任を明確にするとともに、適切な牽制、モニター機能を業務プロセスに組み込む等、適正な業務執行および財務報告の正確性を確保するための体制を整備しております。また、個人および法人顧客情報の管理体制強化のため、従業員の意識向上、システム管理の見直し等を実施しております。
 - 経営管理部門では、各契約書等の法令遵守状況をチェックし、取引与信調査等の実施による潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っており、必要に応じて顧問弁護士より助言を得ております。また、経営状況を管理・分析し、経営に反映させるとともに、公正なディスクロージャーを行い、経営の透明性の向上を図る所存であります。
 - IT部では、社内システム管理を行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ③ 内部監査および監査役監査の状況
- 当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は室長を含め2名で構成され、監査役や会計監査人と連携し、社内各部門における業務活動の適正性や効率性を監査計画に則り定期監査を実施しております。監査結果については、経営者に対し直接報告されております。
 - 監査役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するほか、日常の経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて取締役等の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を実施しております。また、会計監査人と連携し、決算に関する定期監査も実施しております。
- ④ 会計監査の状況
- 当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。
- 業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。
- 指定社員 業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一
指定社員 業務執行社員 公認会計士 園田 博之
- ※継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。
- 監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。
- 公認会計士 4名
会計士補 5名
その他 6名
- ⑤ 社外取締役および社外監査役との関係
- 社外取締役 谷口修一氏はエヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社の常務執行役員であります。
 - その他の社外取締役および社外監査役と当社との間には、人的関係、資金的関係または取引関係などの利害関係はございません。

(3) 役員報酬の内容

- 役員報酬は株主総会の決議により年間限度額が定められており、各取締役の報酬は、役位、在勤年数などをもとに、年間限度額の範囲内で取締役会の協議により決定され、各監査役の報酬は、常勤監査役・非常勤監査役に大別された基準により年間限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。
- 取締役および監査役に支払った報酬は、以下のとおりであります。

取締役	67,450千円（社内取締役）	4,650千円（社外取締役）
監査役	20,335千円（社外監査役）	

(4) 監査報酬の内容

- 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 16,000千円
- 上記以外の業務に係る報酬の額 650千円

(5) 責任限定契約の内容の概要

- 当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本書提出日現在において、社外取締役である谷口修一氏、三井拓秀氏、社外監査役である田畑正英氏、加藤勝也氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、社外取締役または社外監査役として任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失のないときは、金500万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う、というものであります。

(6) 取締役の定数および資格制限

- ・当社は、取締役の定数を7名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては特段の定めはありません。

(7) 取締役の選任および解任の決議要件

- ・取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨、ならびに累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、解任については会社法と異なる別段の定めはありません。

(8) 取締役会で決議できる株主総会決議事項およびその理由

(剰余金の配当等)

- ・当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項（自己株式の取得、資本準備金または利益準備金の減少、剰余金の処分、剰余金の配当）については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会で決議する旨を定款にて定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限に限定することにより機動的な資本政策を実行するためであります。

(取締役および監査役の責任免除)

- ・当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(9) 取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合の事項およびその理由

(剰余金の配当等)

- ・当社は、「(8) 取締役会で決議できる株主総会決議事項およびその理由（剰余金の配当等）」に記載のとおり、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会で決議する旨を定款にて定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限に限定することにより機動的な資本政策を実行するためであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

- ・当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第8期（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第9期（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		4,785,922		3,036,862		
2. 売掛金		171,991		183,209		
3. 有価証券		—		636,583		
4. 教材		73,850		101,366		
5. 貯蔵品		9,816		11,722		
6. 前払費用		97,337		144,604		
7. 繰延税金資産		115,885		102,485		
8. その他		4,510		4,130		
流動資産合計		5,259,315	74.9	4,220,964	62.4	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		662,708		783,649		
減価償却累計額		87,610	575,098	119,857	663,792	
(2) 構築物		48,123		59,123		
減価償却累計額		10,663	37,460	14,766	44,356	
(3) 工具器具備品		443,645		599,118		
減価償却累計額		109,699	333,945	198,251	400,867	
有形固定資産合計			946,504		1,109,016	16.4
2. 無形固定資産						
(1) 商標権			26,350		22,950	
(2) ソフトウェア			89,921		58,295	
(3) ソフトウェア仮勘定			3,477		2,187	
(4) その他			729		729	
無形固定資産合計			120,478	1.7	84,162	1.2

		前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
				構成比 (%)	
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			—		500,135
(2) 長期前払費用			9,482		10,515
(3) 敷金・保証金			675,300		816,048
(4) 繰延税金資産			10,892		22,724
(5) その他			885		688
投資その他の資産合計			696,560	9.9	1,350,113
固定資産合計			1,763,544	25.1	2,543,292
資産合計			7,022,859	100.0	6,764,256
					100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		6,918		5,834	
2. 未払金		259,398		284,831	
3. 未払費用		251,057		165,617	
4. 未払法人税等		462,365		24,961	
5. 未払消費税等		43,599		40,668	
6. 前受金		3,843,042		4,433,710	
7. 預り金		24,083		35,223	
8. L S閉鎖損失引当金		55,627		29,475	
9. 賞与引当金		129,299		180,188	
10. その他		—		357	
流動負債合計		5,075,393	72.3	5,200,867	76.9
負債合計		5,075,393	72.3	5,200,867	76.9
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		571,521	8.1	594,383	8.8
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		421,521		444,383	
(2) その他資本剰余金		3,150,000		976	
資本剰余金合計		3,571,521	50.9	445,359	6.6
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△2,195,575		522,410	
利益剰余金合計		△2,195,575	△31.3	522,410	7.7
株主資本合計		1,947,466	27.7	1,562,153	23.1
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券 評価差額金		—		1,236	
評価・換算差額等合計		—	—	1,236	0.0
純資産合計		1,947,466	27.7	1,563,389	23.1
負債純資産合計		7,022,859	100.0	6,764,256	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)		
I 売上高			7,656,325	100.0	8,777,890	100.0	
II 売上原価			3,276,433	42.8	4,192,352	47.8	
売上総利益			4,379,892	57.2	4,585,537	52.2	
III 販売費及び一般管理費							
1. 広告宣伝費		1,561,973			1,846,349		
2. 販売促進費		96,671			114,674		
3. 役員報酬		66,946			92,435		
4. 給与手当		523,946			636,860		
5. 法定福利費		76,699			103,889		
6. 旅費交通費		38,628			58,488		
7. 支払家賃		63,014			177,350		
8. 租税公課		35,403			38,607		
9. 支払報酬		47,275			68,934		
10. 減価償却費		46,296			62,647		
11. 賞与引当金繰入額		63,532			83,024		
12. その他		331,561	2,951,951	38.5	480,839	3,764,101	42.8
営業利益			1,427,941	18.7	821,436	9.4	
IV 営業外収益							
1. 受取利息		0			2,816		
2. 有価証券利息		—			1,230		
3. 受取手数料		41,009			51,756		
4. 催事参加料		9,776			10,455		
5. その他		813	51,600	0.6	1,597	67,856	0.7
V 営業外費用							
1. 株式交付費		—			1,320		
2. 上場関連費用		54,013			—		
3. その他		294	54,308	0.7	768	2,088	0.0
経常利益			1,425,233	18.6	887,203	10.1	

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)			当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 損害補償金		57,357	57,357	0.8	—	—	—
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※1	54,300			41,367		
2. L S 閉鎖損失引当金繰入額		43,653			15,120		
3. 減損損失	※2	—	97,953	1.3	27,935	84,424	1.0
税引前当期純利益			1,384,637	18.1		802,779	9.1
法人税、住民税及び事業税		619,341			326,708		
過年度未払法人税等取崩額		—			△47,058		
法人税等調整額		△59,025	560,315	7.3	719	280,369	3.1
当期純利益			824,321	10.8		522,410	6.0

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	850,528	26.0	1,209,813	28.8
II 教材費		119,351	3.6	107,767	2.6
III 経費		2,306,553	70.4	2,874,770	68.6
売上原価		3,276,433	100.0	4,192,352	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
項目		金額 (千円)		金額 (千円)	
委託報酬		1,408,236		1,702,971	
支払家賃		517,524		728,589	
水道光熱費		53,528		63,206	
消耗品費		58,215		69,558	
減価償却費		75,304		120,623	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成17年12月31日残高（千円）	1,800,000	1,600,000	—	1,600,000	△3,019,897	△3,019,897
当事業年度中の変動額						
新株の発行	371,521	371,521		371,521		
無償減資	△1,600,000		1,600,000	1,600,000		
資本準備金の取崩額		△1,550,000	1,550,000			
当期純利益					824,321	824,321
当事業年度中の変動額合計（千円）	△1,228,479	△1,178,479	3,150,000	1,971,521	824,321	824,321
平成18年12月31日残高（千円）	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
平成17年12月31日残高（千円）	380,102	380,102
当事業年度中の変動額		
新株の発行	743,042	743,042
無償減資		
資本準備金の取崩額		
当期純利益	824,321	824,321
当事業年度中の変動額合計（千円）	1,567,363	1,567,363
平成18年12月31日残高（千円）	1,947,466	1,947,466

当事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年12月31日残高（千円）	571,521	421,521	3,150,000	3,571,521	△2,195,575	△2,195,575
当事業年度中の変動額						
新株の発行	22,862	22,862		22,862		
繰越利益剰余金の填補			△2,195,575	△2,195,575	2,195,575	2,195,575
剰余金の配当			△20,881	△20,881		
当期純利益					522,410	522,410
自己株式の取得						
自己株式の消却			△932,565	△932,565		
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計（千円）	22,862	22,862	△3,149,023	△3,126,161	2,717,986	2,717,986
平成19年12月31日残高（千円）	594,383	444,383	976	445,359	522,410	522,410

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高（千円）	—	1,947,466	—	—	1,947,466
当事業年度中の変動額					
新株の発行		45,724			45,724
繰越利益剰余金の填補		—			—
剰余金の配当		△20,881			△20,881
当期純利益		522,410			522,410
自己株式の取得	△932,565	△932,565			△932,565
自己株式の消却	932,565	—			—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）			1,236	1,236	1,236
当事業年度中の変動額合計（千円）	—	△385,313	1,236	1,236	△384,076
平成19年12月31日残高（千円）	—	1,562,153	1,236	1,236	1,563,389

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 税引前当期純利益		1,384,637	802,779
2. 減価償却費		121,601	183,270
3. 長期前払費用償却額		4,147	3,911
4. 商標権償却		3,399	3,399
5. 受取利息		0	△2,816
6. L S 閉鎖損失引当金の増減額 (減少△)		30,503	2,878
7. 賞与引当金の増減額 (減少△)		129,299	50,889
8. 固定資産除却損		41,420	41,367
9. 減損損失		—	27,935
10. 損害補償利益		△57,357	—
11. 上場関連費用		54,013	—
12. 株式交付費		—	1,320
13. 売上債権の増減額 (増加△)		6,472	△11,217
14. たな卸資産の増減額 (増加△)		△22,786	△29,421
15. 営業保証金の増減額 (増加△)		66,734	—
16. 仕入債務の増減額 (減少△)		△1,308	△1,084
17. 未払金の増減額 (減少△)		69,902	41,778
18. 未払費用の増減額 (減少△)		18,828	△85,440
19. 未払消費税等の増減額 (減少△)		△16,704	△2,930
20. 前受金の増減額 (減少△)		930,622	590,667
21. 預り金の増減額 (減少△)		1,666	11,139
22. その他		2,627	△47,202
小計		2,767,720	1,581,224
23. 利息及び配当金の受取額		0	2,316
24. 損害補償による収入		57,357	—
25. 法人税等の支払額		△418,051	△716,361
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,407,026	867,180

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 有形固定資産の取得による支出		△499,017	△398,134
2. 無形固定資産の取得による支出		△38,099	△25,782
3. 投資有価証券の取得による支出		—	△499,056
4. 敷金・保証金の差入れによる支出		△344,254	△172,569
5. 敷金・保証金の回収による収入		34,031	31,947
6. その他		△1,569	△3,926
投資活動によるキャッシュ・フロー		△848,909	△1,067,522
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 株式の発行による収入		692,245	41,312
2. 新株発行による支出		△3,852	—
3. 自己株式の取得による支出		—	△932,565
4. 配当金の支払額		—	△20,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		688,393	△912,135
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少△)		2,246,509	△1,112,476
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,539,412	4,785,922
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	4,785,922	3,673,445

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	—	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 教材 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 教材 同左 (2) 貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具器具備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度末において回収不能見込額がないため、残高はありません。 (2) L S 閉鎖損失引当金 L S 閉鎖に伴う原状回復費等の発生に備え、その損失見込額を引当金計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) L S 閉鎖損失引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来は、取締役会決議により従業員賞与の支給が決定された場合に賞与の未払計上をしておりましたが、平成18年10月に内規による支給基準、支給額の算定方法が整備されたことにより、当事業年度より賞与引当金を計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。</p>
6. 収益の計上基準	<p>受講料は受講期間に応じて収益を計上し、教材は教材提供時に、また入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。</p>	同左
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,947,466千円であります。 財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりです。 1 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」の内訳は「株主資本」のみとなります。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度から、「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>	<p>—</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました「営業保証金」(当期末残高860千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。	—

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成18年12月31日)	当事業年度末 (平成19年12月31日)
—	—

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																						
<p>※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>25,424千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>13,238千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,757千円</td> </tr> <tr> <td>原状回復費</td> <td>12,879千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54,300千円</td> </tr> </table>	建物	25,424千円	構築物	13,238千円	工具器具備品	2,757千円	原状回復費	12,879千円	計	54,300千円	<p>※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>14,405千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>289千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,053千円</td> </tr> <tr> <td>原状回復費</td> <td>1,540千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>23,078千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41,367千円</td> </tr> </table>	建物	14,405千円	構築物	289千円	工具器具備品	2,053千円	原状回復費	1,540千円	ソフトウェア	23,078千円	計	41,367千円
建物	25,424千円																						
構築物	13,238千円																						
工具器具備品	2,757千円																						
原状回復費	12,879千円																						
計	54,300千円																						
建物	14,405千円																						
構築物	289千円																						
工具器具備品	2,053千円																						
原状回復費	1,540千円																						
ソフトウェア	23,078千円																						
計	41,367千円																						
<p>※2 —</p>	<p>※2 当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">L F用設備</td> <td>建物、構築物</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>世田谷区</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、L S、L Fを基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである成城L Fについて、減損処理についての判定を行った結果、投資額の回収が困難であると判断し、減損損失(27,935千円)を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>17,473千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>448千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>10,013千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,935千円</td> </tr> </table> <p>なお、資産回収可能価額は正味売却価額により算定しております。</p>	用途	種類	場所	L F用設備	建物、構築物	東京都	工具器具備品	世田谷区	建物	17,473千円	構築物	448千円	工具器具備品	10,013千円	計	27,935千円						
用途	種類	場所																					
L F用設備	建物、構築物	東京都																					
	工具器具備品	世田谷区																					
建物	17,473千円																						
構築物	448千円																						
工具器具備品	10,013千円																						
計	27,935千円																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式（株）	20,000	23,052	—	43,052	(注) 1
A種優先株式（株）	320	—	—	320	
合計	20,320	23,052	—	43,372	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加23,052株は、株式1株につき2株の株式分割による増加20,000株、公募による新株発行に伴う増加3,000株、新株予約権の権利行使による新株発行に伴う増加52株であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプションとしての新株予約権						—	
合計						—	

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当（円）	基準日	効力発生日
平成19年2月21日取締役会	A種優先株式	20,881	資本剰余金	65,254.80	平成18年12月31日	平成19年3月13日

当事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式（株）	43,052	644	—	43,696	(注) 1
A種優先株式（株）	320	—	93	227	(注) 2
合計	43,372	644	93	43,923	

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加644株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. A種優先株式の発行済株式数の減少93株は、平成19年3月29日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
A種優先株式（株）	—	93	93	—	(注)
合計	—	93	93	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成19年2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また減少は、平成19年3月29日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプションとしての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当（円）	基準日	効力発生日
平成19年2月21日 取締役会	A種優先 株式	20,881	65,254.80	平成18年12月31日	平成19年3月13日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当（円）	基準日	効力発生日
平成20年2月21日 取締役会	A種優先 株式	27,875	利益剰余金	122,800.00	平成19年12月31日	平成20年3月12日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在) 現金及び預金勘定 4,785,922千円 現金及び現金同等物 4,785,922千円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在) 現金及び預金勘定 3,036,862千円 有価証券勘定 636,583千円 <hr/> 現金及び現金同等物 3,673,445千円

(有価証券関係)

前事業年度末（平成18年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成19年12月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの 投資信託等	498,050	500,135	2,084
合計	498,050	500,135	2,084

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 マネー・マネージメント・ファンド	636,583
合計	636,583

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末（平成18年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成19年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名(注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 4

決議年月日	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名(注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 6

(注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
3. 当社従業員3人には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した槇島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
権利確定前 (株)			
期首	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
期首	2,196	7,470	—
権利確定	—	—	346
権利行使	4	48	—
失効	280	—	18
未行使残	1,912	7,422	328

	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前 (株)	
期首	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
期首	—
権利確定	30
権利行使	—
失効	—
未行使残	30

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	71,000	71,000	250,000
行使時平均株価 (円)	205,000	237,375	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	250,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

当事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）
 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 (1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 4

決議年月日	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 6

- (注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
3. 当社従業員3人には、平成18年5月17日付で当社取締役就任した槇島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日（平成18年4月20日）から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
権利確定前 (株)	—	—	—
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,912	7,422	328
権利確定	—	—	—
権利行使	146	498	—
失効	202	360	50
未行使残	1,564	6,564	278

	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前 (株)	—
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	—
前事業年度末	30
権利確定	—
権利行使	—
失効	10
未行使残	20

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	71,000	71,000	250,000
行使時平均株価 (円)	188,041	191,007	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	250,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																																								
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">32,836千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">2,436千円</td></tr> <tr><td>L S 閉鎖損失引当金</td><td style="text-align: right;">22,640千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">57,965千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">115,885千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">10,892千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">10,892千円</td></tr> </table>	未払事業税	32,836千円	未払事業所税	2,436千円	L S 閉鎖損失引当金	22,640千円	賞与引当金	57,965千円	その他	6千円	繰延税金資産 (流動) 合計	115,885千円	減価償却超過額	10,892千円	繰延税金資産 (固定) 合計	10,892千円	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">4,921千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">3,788千円</td></tr> <tr><td>L S 閉鎖損失引当金</td><td style="text-align: right;">11,996千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">80,813千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">965千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">102,485千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">12,203千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">11,369千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">23,573千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">848千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債 (固定) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">848千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">22,724千円</td></tr> </table>	未払事業税	4,921千円	未払事業所税	3,788千円	L S 閉鎖損失引当金	11,996千円	賞与引当金	80,813千円	その他	965千円	繰延税金資産 (流動) 合計	102,485千円	減価償却超過額	12,203千円	減損損失	11,369千円	繰延税金資産 (固定) 合計	23,573千円	その他有価証券評価差額金	848千円	繰延税金負債 (固定) 合計	848千円	繰延税金資産 (固定) 純額	22,724千円
未払事業税	32,836千円																																								
未払事業所税	2,436千円																																								
L S 閉鎖損失引当金	22,640千円																																								
賞与引当金	57,965千円																																								
その他	6千円																																								
繰延税金資産 (流動) 合計	115,885千円																																								
減価償却超過額	10,892千円																																								
繰延税金資産 (固定) 合計	10,892千円																																								
未払事業税	4,921千円																																								
未払事業所税	3,788千円																																								
L S 閉鎖損失引当金	11,996千円																																								
賞与引当金	80,813千円																																								
その他	965千円																																								
繰延税金資産 (流動) 合計	102,485千円																																								
減価償却超過額	12,203千円																																								
減損損失	11,369千円																																								
繰延税金資産 (固定) 合計	23,573千円																																								
その他有価証券評価差額金	848千円																																								
繰延税金負債 (固定) 合計	848千円																																								
繰延税金資産 (固定) 純額	22,724千円																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>法人税額の特別控除額</td><td style="text-align: right;">△0.4%</td></tr> <tr><td>過年度未払法人税等取崩額</td><td style="text-align: right;">△5.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">34.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	住民税均等割	0.2%	法人税額の特別控除額	△0.4%	過年度未払法人税等取崩額	△5.9%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.9%																								
法定実効税率	40.7%																																								
(調整)																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																								
住民税均等割	0.2%																																								
法人税額の特別控除額	△0.4%																																								
過年度未払法人税等取崩額	△5.9%																																								
その他	△0.1%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.9%																																								

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
1株当たり純資産額	△29,578円54銭	1株当たり純資産額	△16,809円00銭
1株当たり当期純利益	20,472円29銭	1株当たり当期純利益	11,350円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16,708円84銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10,001円90銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、当社株式が上場した平成18年12月1日以前に消滅した新株予約権については、相当する期中平均株価が把握できないため普通株式増加数に含めておりません。</p> <p>当社は、平成18年5月15日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前期の1株当たり情報の各数値は以下のとおりであります。</p>		—	
1株当たり純資産額	△70,497円44銭		
1株当たり当期純損失	71,678円00銭		

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成18年12月31日)	当事業年度末 (平成19年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	1,947,466	1,563,389
普通株式に係る期末純資産額 (千円)	△1,273,415	△734,486
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額 (千円)	3,200,000	2,270,000
ロ. 優先配当額 (千円)	20,881	27,875
普通株式の発行済株式数 (株)	43,052	43,696
普通株式の自己株式数 (株)	—	—
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	43,052	43,696

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	824,321	522,410
普通株主に帰属しない金額 (千円) (うち優先配当額)	— (—)	27,875 (27,875)
普通株式に係る当期純利益 (千円)	824,321	494,534
期中平均株式数 (株)	40,265	43,568
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株) (うち新株予約権)	9,069 (9,069)	5,875 (5,875)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たりの当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数179個 新株予約権の目的となる株式の数358株)	新株予約権2種類 (新株予約権の数149個 新株予約権の目的となる株式の数298株)

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>1. その他資本剰余金の処分</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第42条および会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり剰余金を処分することを決議し、同日に処理されました。</p> <p>(1) 目的 繰越利益剰余金のマイナス解消</p> <p>(2) 減少する剰余金の項目とその額： その他資本剰余金 2,195,575千円</p> <p>(3) 増加する剰余金の項目とその額： 繰越利益剰余金 2,195,575千円</p> <p>2. 取得条項付株式（第1回A種優先株式）の一部取得および消却</p> <p>当社は、平成19年2月21日開催の取締役会において、当社定款第10条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を一部取得することを決議し、平成19年3月23日に取得致しました。</p> <p>また、平成19年3月29日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。</p> <p>(1) 取得の理由 優先株式の配当負担を軽減することにより企業価値の一層の向上を図るためであります。</p> <p>(2) 取得および消却の内容</p> <p>(イ) 取得日 平成19年3月23日</p> <p>(ロ) 取得する株式の種類 A種優先株式</p> <p>(ハ) 取得株式の総数 93株</p> <p>(ニ) 取得価額 1株につき 10,027,587円94.6銭</p> <p>(ホ) 取得価額の総額 932,565,680円</p> <p>(ヘ) 取得先 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：58株) 有限会社ジュピターインベストメント (取得株式数：35株)</p> <p>(ト) 消却日 平成19年3月29日</p> <p>(チ) 消却額 932,565,680円</p>	<p>1. 取得条項付株式（第1回A種優先株式）の一部取得および消却</p> <p>当社は、平成20年2月21日開催の取締役会において、当社定款第10条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を一部取得することを決議し、平成20年3月24日に取得致しました。</p> <p>また、平成20年3月27日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却致しました。</p> <p>(1) 取得の理由 優先株式の配当負担を軽減することにより企業価値の一層の向上を図るためであります。</p> <p>(2) 取得および消却の内容</p> <p>(イ) 取得日 平成20年3月24日</p> <p>(ロ) 取得する株式の種類 A種優先株式</p> <p>(ハ) 取得株式の総数 49株</p> <p>(ニ) 取得価額 1株につき 10,034,036円6.6銭</p> <p>(ホ) 取得価額の総額 491,667,769円</p> <p>(ヘ) 取得先 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数：31株) 有限会社ジュピターインベストメント (取得株式数：18株)</p> <p>(ト) 消却日 平成20年3月27日</p> <p>(チ) 消却額 491,667,769円</p>

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有 価証券	(証券投資信託の受益証券) MMF	636,583,053
		小計	636,583,053
投資有価証 券	その他有 価証券	(証券投資信託の受益証券) ドイチェ・マネープラス (雷坊)	49,500
		小計	49,500
計		636,632,553	1,136,718

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額のうち当 期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	662,708	196,544	75,603 (17,473)	783,649	119,857	46,271	663,792
構築物	48,123	12,801	1,801 (448)	59,123	14,766	4,604	44,356
工具器具備品	443,645	182,419	26,946 (10,013)	599,118	198,251	103,086	400,867
有形固定資産計	1,154,477	391,764	104,351 (27,935)	1,441,891	332,874	153,962	1,109,016
無形固定資産							
商標権	34,000	—	—	34,000	11,049	3,399	22,950
ソフトウェア	159,577	20,187	29,381	150,383	92,087	29,308	58,295
ソフトウェア仮勘定	3,477	2,230	3,520	2,187	—	—	2,187
その他	729	—	—	729	—	—	729
無形固定資産計	197,783	22,418	32,901	187,300	103,137	32,708	84,162
長期前払費用	26,324	4,944	—	31,270	20,754	3,911	10,515

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

1. 建物増加額の主な原因は、名古屋L S (30,334千円)、八王子L S (17,712千円)、立川L S (29,005千円)、京都L S (17,260千円)の開設、本社 (49,334千円)、二子玉川L S (12,239千円)の移転によるものであります。
2. 工具器具備品増加額の主な原因は、名古屋L S (25,960千円)、八王子L S (15,281千円)、立川L S (14,437千円)、京都L S (22,857千円)の開設、二子玉川L S (17,549千円)の移転によるものであります。
3. 建物減少額の主な原因は、本社 (5,412千円)、旧下北沢L S (8,757千円)、旧表参道L S (10,063千円)、旧二子玉川L S (14,274千円)、広尾L S (13,399千円)の除却によるものであります。
4. 当期減少額の () 内数は、減損損失によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
L S閉鎖損失引当金	55,627	29,475	41,273	14,354	29,475
賞与引当金	129,299	180,188	129,299	—	180,188

(注) L S閉鎖損失引当金の当期減少額「その他」は、L S閉鎖時の原状回復費の実際発生額が、当初見積額より少なかった事による戻入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
普通預金	2,036,862
定期預金	1,000,000
合計	3,036,862

ロ. 売掛金

相手先別内訳

区分	金額 (千円)
株式会社みずほ銀行	57,441
株式会社ジャックス	51,854
株式会社オリエントコーポレーション	25,119
株式会社クオーク	23,535
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	7,765
その他	17,492
合計	183,209

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
171,991	6,451,018	6,439,800	183,209	97.23	10.05

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 教材

区分	金額 (千円)
英会話テキスト (ビジネス)	20,282
英会話テキスト (トラベル)	13,640
英会話テキスト (日常)	67,443
合計	101,366

ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
販促品等	8,721
切手・収入印紙等	3,001
合計	11,722

② 固定資産

イ. 敷金・保証金

相手先	金額 (千円)
三井不動産ビルマネジメント株式会社	147,438
株式会社荒井商店	48,055
株式会社ヨドバシ	41,009
川瀬不動産株式会社	40,656
小田急電鉄株式会社	37,166
その他	501,722
合計	816,048

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社ネリーズグループ	2,569
ステップ・ドット・コム・コミュニケーションズ株式会社	1,789
東京書籍印刷株式会社	1,191
イーディーコンプライズ株式会社	283
合計	5,834

ロ. 未払法人税等

相手先	金額 (千円)
未払法人税	10,319
未払住民税	2,549
未払事業税	12,092
合計	24,961

ハ. 前受金

相手先	金額 (千円)
クライアントからのレッスン受講料	4,433,710
合計	4,433,710

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	期末配当：12月31日 中間配当：6月30日 上記のほか、別途定めることもあります。
1単元の株式数	—
株式の名義書換 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店 無料 不所持株券の交付、汚損または毀損による再発行の場合 新たに発行する株券に係る印紙税相当額および消費税相当額
公告掲載方法	会社の公告の方法は、電子公告により行い、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.gaba.co.jp/publication/
株主に対する特典	毎年6月30日および12月31日現在の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された、1株以上ご所有の株主様を対象に、当社の運営する英会話スクールのレッスン購入の際にご利用いただける割引券を贈呈させていただきます。 1～2株：5,250円（税抜 5,000円）割引券1枚 3～4株：15,750円（税抜 15,000円）割引券1枚 5株以上：31,500円（税抜 30,000円）割引券1枚

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）平成19年3月29日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成19年5月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 半期報告書

事業年度（第9期中）（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）平成19年9月19日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年3月29日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 直仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GABAの平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象1. に、その他資本剰余金の処分に関する記載がある。
2. 重要な後発事象2. に、優先株式の一部取得および消却に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園田 博之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GABAの平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年2月21日開催の取締役会において、優先株式を一部取得することを決議し、平成20年3月24日に取得している。また、平成20年3月27日開催の取締役会において、当該取得株式を消却することを決議し、同日に消却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。